

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 1 章 入出港関係</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 とん税等の納付申告</p> <p>（とん税等の納付申告）</p> <p>2-1 船長（とん税法（昭和 32 年法律第 37 号）第 4 条第 2 項及び特別とん税法（昭和 32 年法律第 38 号）第 4 条第 2 項に規定する船長以外の者及び外国貿易船の運航者を含む。以下この節において同じ。）が、システムを使用してとん税及び特別とん税（以下この節において「とん税等」という。）の納付申告を行う場合は、船長に対し、「とん税等納付申告」業務を利用して船舶の名称、純トン数、適用すべき税率等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p><u>この際に</u>、船長が、マルチペイメントネットワークを利用する方法（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第 6 条第 1 号の規定により関税等（関税、とん税等その他の国税及び地方消費税をいう。以下同じ）を納付する方法をいう。以下「MPN 利用方式」という。）又はリアルタイム口座振替方式を利用する方法（税関手続オンライン化省令第 6 条第 2 号の規定により関税等を納付する方法をいう。以下「リアルタイム口座振替方式」という。）によるとん税等の納付を希望するときは、税関手続オンライン化省令第 5 条第 1 項の規定に基づき、当該納付を行う旨のコードをシステムに併せて入力することを求めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 入出港関係</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 とん税等の納付申告</p> <p>（とん税等の納付申告）</p> <p>2-1 船長（とん税法（昭和 32 年法律第 37 号）第 4 条第 2 項及び特別とん税法（昭和 32 年法律第 38 号）第 4 条第 2 項に規定する船長以外の者及び外国貿易船の運航者を含む。以下この節において同じ。）が、システムを使用してとん税及び特別とん税（以下この節において「とん税等」という。）の納付申告を行う場合は、船長に対し、「とん税等納付申告」業務を利用して船舶の名称、純トン数、適用すべき税率等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p><u>なお</u>、船長が、マルチペイメントネットワークを利用する方法（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第 6 条第 1 号の規定により関税等（関税、とん税等その他の国税及び地方消費税をいう。以下同じ）を納付する方法をいう。以下「MPN 利用方式」という。）又はリアルタイム口座振替方式を利用する方法（税関手続オンライン化省令第 6 条第 2 号の規定により関税等を納付する方法をいう。以下「リアルタイム口座振替方式」という。）によるとん税等の納付を希望するときは、税関手続オンライン化省令第 5 条第 1 項の規定に基づき、当該納付を行う旨のコードをシステムに併せて入力することを求めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>なお、専用口座振替方式（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号。以下「処理法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、預金口座のある金融機関に關稅等の納付を委託する方法をいう。）については、平成 29 年 3 月 31 日をもってその機能が廃止されているので、留意する。</u></p> <p>この場合において、とん税等の納付は、次により行うことを求めるものと<u>するが</u>、いずれの納付方式による場合も船長に「とん税等納付申告控情報」が併せて配信されるので、当該船長は、「とん税等納付申告控情報」（別紙様式M-100 号）を出力することができる。</p> <p><u>(1) (省略)</u></p>	<p>この場合において、とん税等の納付は、次により行うことを求めるものとする。<u>なお、次の</u>いずれの納付方式による場合も船長に「とん税等納付申告控情報」が併せて配信されるので、当該船長は、「とん税等納付申告控情報」（別紙様式M-100 号）を出力することができる。</p> <p><u>(1) 専用口座振替方式（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号。以下「処理法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、預金口座のある金融機関に關稅等の納付を委託する方法をいう。以下「専用口座振替方式」という。）による場合は、システムでとん税等の納付が確実であることが確認された場合に、とん税等の税額の引落し処理が行われる。</u></p> <p><u>具体的には、金融機関に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式M-101 号）として出力し、とん税等の口座振替を行うこととなる。</u></p> <p><u>なお、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則（昭和 52 年大蔵省令第 30 号）付表に定める領収控及び領収済通知書は、別紙様式M-102 号によるものとする。</u></p> <p><u>(2) (同左)</u></p>

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) MPN利用方式による場合は、船長に「納付番号通知情報」が配信されるので、船長は、システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキングやATM（現金自動預け払い機）等の金融機関が提供する納付手続きの方法により、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号。<u>下記(3)</u>において同じ。）を入力し、とん税等の納付を行う。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>（とん税等納付申告の訂正等）</p> <p>2-3 船長が、この節 2-1 の規定により行われたとん税等の納付申告後、とん税等の納付前において当該申告事項の訂正及び撤回を行う場合は、船長に対し、「<u>NACCS登録情報変更申出</u>」により撤回を申し出る旨をシステムに入力、送信することを求め、監視担当部門においてこれを認めた場合には、「とん税等一時納付情報訂正」業務により当該申告を撤回する旨をシステムに入力し、送信するものとする。</p> <p>また、当該「<u>NACCS登録情報変更申出</u>」について、書面による提出が行われた場合は、「とん税等納付申告控情報」を添付することを求めるものとする。</p> <p>なお、船長が、改めて申告しようとするときは、この節 2-1 の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 貨物の積卸し</p> <p>（海上貨物の船卸確認の登録）</p> <p>3-7 海上貨物の積卸しを行う者が、システムを使用して貨物の船卸確認の登録を行う場合は、「船卸確認登録（個別）」業務又は「船卸確認登録（一括）」業務を利用してコンテナ単位又は船荷証券単位にコンテナ番号、船荷証券番号等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。この場合において、報告先の税関官署の監視担当</p>	<p>(3) MPN利用方式による場合は、船長に「納付番号通知情報」が配信されるので、船長は、システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキングやATM（現金自動預け払い機）等の金融機関が提供する納付手続きの方法により、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号。<u>下記(4)</u>において同じ。）を入力し、とん税等の納付を行う。</p> <p>(4) （同左）</p> <p>（とん税等納付申告の訂正等）</p> <p>2-3 船長が、この節 2-1 の規定により行われたとん税等の納付申告後、とん税等の納付前において当該申告事項の訂正及び撤回を行う場合は、船長に対し、「<u>NACCS登録情報変更願</u>」により撤回を申し出る旨をシステムに入力、送信することを求め、監視担当部門においてこれを認めた場合には、「とん税等一時納付情報訂正」業務により当該申告を撤回する旨をシステムに入力し、送信するものとする。</p> <p>また、当該「<u>NACCS登録情報変更願</u>」について、書面による提出が行われた場合は、「とん税等納付申告控情報」を添付することを求めるものとする。</p> <p>なお、船長が、改めて申告しようとするときは、この節 2-1 の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 貨物の積卸し</p> <p>（海上貨物の船卸確認の登録）</p> <p>3-7 海上貨物の積卸しを行う者が、システムを使用して貨物の船卸確認の登録を行う場合は、「船卸確認登録（個別）」業務又は「船卸確認登録（一括）」業務を利用してコンテナ単位又は船荷証券単位にコンテナ番号、船荷証券番号等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。この場合において、報告先の税関官署の監視担当</p>

改正後	改正前
<p>部門及び報告者に「船卸確認終了情報」が配信される。</p> <p>なお、法第 16 条第 3 項の規定によりあらかじめ税関長の船卸許可を必要とする貨物で当該船卸許可を受けていない貨物又は関税法基本通達 15-11 の規定に基づく事前通知を受けた貨物で当該通知の解除を受けていない貨物については、船卸確認登録を行うことができないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 交通関係手続</p> <p>（交通許可申請の審査）</p> <p>5-2 申請者が、前項の規定により交通許可申請を行った場合、申請者に対して「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請控情報」が配信される。</p> <p>交通許可申請の提出先の税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。以下この節において同じ）は、当該申請について審査を行い、必要に応じ交通経路等の確認のための関係書類により審査を行うものとする。交通を許可した場合には、申請者に「指定地外／船陸／船舶間交通許可通知情報」が配信される。</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 船舶の不開港出入許可</p> <p>（不開港出入許可申請の訂正等）</p> <p>8-4 外国貿易船の船長が、この節 8-1 の規定により行われた不開港への出入許可の申請後、不開港出入許可手数料の納付前において当該申請事項の訂正又は撤回を行う場合は、船長に対し、「NACCS 登録情報変更申出」により撤回を申し出る旨をシステムに入力、送信することにより行うことを求めるものとする。監視担当部門において、撤回を認めた場合には、当該申請を撤回する旨をシステムに入力し、送信するものとする。</p> <p>また、当該「NACCS 登録情報変更申出」について書面による提出が行われた場合には、「不開港出入許可申請控情報」を添付することを求める</p>	<p>部門及び報告者に「船卸確認終了情報」が配信される。</p> <p>なお、関税法第 16 条第 3 項の規定によりあらかじめ税関長の船卸許可を必要とする貨物で当該船卸許可を受けていない貨物又は関税法基本通達 15-11 の規定に基づく事前通知を受けた貨物で当該通知の解除を受けていない貨物については、船卸確認登録を行うことができないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 交通関係手続</p> <p>（交通許可申請の審査）</p> <p>5-2 申請者が、前項の規定により交通許可申請を行った場合、申請者に対して「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請控情報」が配信される。</p> <p>交通許可申請の提出先の税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。以下この節において同じ）は、当該申請について審査を行い、必要に応じ交通経路等の確認のための関係書類により審査を行うものとする。交通を許可した場合には、申請者に「指定地外／船陸／船舶間交通許可通知情報」が配信される。</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 船舶の不開港出入許可</p> <p>（不開港出入許可申請の訂正等）</p> <p>8-4 外国貿易船の船長が、この節 8-1 の規定により行われた不開港への出入許可の申請後、不開港出入許可手数料の納付前において当該申請事項の訂正又は撤回を行う場合は、船長に対し、「NACCS 登録情報変更願」により撤回を申し出る旨をシステムに入力、送信することにより行うことを求めるものとする。監視担当部門において、撤回を認めた場合には、当該申請を撤回する旨をシステムに入力し、送信するものとする。</p> <p>また、当該「NACCS 登録情報変更願」について書面による提出が行われた場合には、「不開港出入許可申請控情報」を添付することを求める</p>

改正後	改正前
<p>ることとする。 なお、申請者が、改めて申請しようとするときは、この節 8-1 の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 貨物管理</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 他所蔵置許可申請等</p> <p>（他所蔵置許可申請の訂正又は撤回）</p> <p>1-4 申請者が、この節 1-1 の規定により行われた他所蔵置許可申請後、当該許可前に申請事項の訂正又は申請の撤回を行いたいとする場合は、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 申請者が申請の撤回を行いたいとする場合は、申請者に「汎用申請」業務を利用して「<u>NACCS 登録情報変更申出</u>」をシステムに入力し、送信するものとし、保税取締部門において、これを認める場合には、「他所蔵置許可（期間延長）申請審査終了」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「<u>NACCS 登録情報変更申出</u>」について、書面による提出が行われた場合は、「他所蔵置許可申請控情報」を添付するものとする。</p> <p>（他所蔵置許可の取消し）</p> <p>1-5 申請者が、この節 1-1 の規定により行われた他所蔵置許可申請に係る許可後に、当該許可事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、保税取締部門は、当該申請者に「汎用申請」業務を利用して「<u>NACCS 登録情報変更申出</u>」をシステムに入力、送信することを求め、これを認めた場合には、「他所蔵置許可（期間延長）申請審査終了」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「<u>NAC</u></p>	<p>こととする。 なお、申請者が、改めて申請しようとするときは、この節 8-1 の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 貨物管理</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 他所蔵置許可申請等</p> <p>（他所蔵置許可申請の訂正又は撤回）</p> <p>1-4 申請者が、この節 1-1 の規定により行われた他所蔵置許可申請後、当該許可前に申請事項の訂正又は申請の撤回を行いたいとする場合は、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 申請者が申請の撤回を行いたいとする場合は、申請者に「汎用申請」業務を利用して「<u>NACCS 登録情報変更願</u>」をシステムに入力し、送信するものとし、保税取締部門において、これを認める場合には、「他所蔵置許可（期間延長）申請審査終了」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「<u>NACCS 登録情報変更願</u>」について、書面による提出が行われた場合は、「他所蔵置許可申請控情報」を添付するものとする。</p> <p>（他所蔵置許可の取消し）</p> <p>1-5 申請者が、この節 1-1 の規定により行われた他所蔵置許可申請に係る許可後に、当該許可事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、保税取締部門は、当該申請者に「汎用申請」業務を利用して「<u>NACCS 登録情報変更願</u>」をシステムに入力、送信することを求め、これを認めた場合には、「他所蔵置許可（期間延長）申請審査終了」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「<u>NACC</u></p>

改正後	改正前
<p><u>CS登録情報変更申出</u>」について、書面による提出が行われた場合は、「他所蔵置許可通知情報」又は「他所蔵置許可通知書」を添付することを求めるものとする。</p> <p>また、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1-1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 見本持出許可申請</p> <p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>2-2 システムにおいて、前項の規定により見本持出許可申請が行われた場合、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。なお、申告控等関係書類の税関への提出に当たっては、便宜、<u>システムの「添付ファイル登録」業務によることを認めるものとする。</u></p> <p>(1)~(2) (省略)</p> <p>（見本の一時持出しの許可の訂正又は取消し）</p> <p>2-5 申請者が、この節 2-1 の規定により行われた見本持出許可申請に係る許可後に、当該許可の取消しを行いたいとする場合は、当該申請者に「汎用申請」業務を利用して「<u>NACCS登録情報変更申出</u>」をシステムに入力、送信することを求め、保税取締部門において、これを認めた場合には、海上貨物にあっては「見本持出取消」業務を、航空貨物にあっては「見本持出許可取消」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「<u>NACCS登録情報変更申出</u>」について、書面による提出が行われた場合は、「見本持出許可通知情報」又は「見本持出許可通知書」を添付することを求めるものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 2-1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p>	<p><u>S登録情報変更願</u>」について、書面による提出が行われた場合は、「他所蔵置許可通知情報」又は「他所蔵置許可通知書」を添付することを求めるものとする。</p> <p>また、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1-1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 見本持出許可申請</p> <p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>2-2 システムにおいて、前項の規定により見本持出許可申請が行われた場合、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。なお、申告控等関係書類の税関への提出に当たっては、便宜、<u>フ</u><u>ァクシミリ送信によることを認めるものとする。</u></p> <p>(1)~(2) (省略)</p> <p>（見本の一時持出しの許可の訂正又は取消し）</p> <p>2-5 申請者が、この節 2-1 の規定により行われた見本持出許可申請に係る許可後に、当該許可の取消しを行いたいとする場合は、当該申請者に「汎用申請」業務を利用して「<u>NACCS登録情報変更願</u>」をシステムに入力、送信することを求め、保税取締部門において、これを認めた場合には、海上貨物にあっては「見本持出取消」業務を、航空貨物にあっては「見本持出許可取消」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「<u>NACCS登録情報変更願</u>」について、書面による提出が行われた場合は、「見本持出許可通知情報」又は「見本持出許可通知書」を添付することを求めるものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 2-1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 5 節 貨物取扱い関係</p> <p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>5-3 システムにおいては、前項の規定により貨物取扱許可申請が行われた場合、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。</p> <p>なお、申告控等関係書類の税関への提出に当たっては、便宜、<u>システム</u>の「<u>添付ファイル登録</u>」業務によることを認めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>（貨物取扱いの許可の取消し）</p> <p>5-6 申請者が、この節 5-2 の規定により行われた貨物取扱許可申請に係る許可後に、当該許可の取消しを行いたいとする場合は、当該申請者は「<u>NACCS 登録情報変更申出</u>」をシステムに入力、送信することを求め、保税取締部門においてこれを認めた場合には、「貨物取扱取消」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「<u>NACCS 登録情報変更申出</u>」について、書面による提出が行われた場合は、「貨物取扱許可通知情報」又は「貨物取扱許可通知書」を添付することを求めるものとする。</p> <p>また、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 5-2 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 保税運送関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 保税運送申告等</p> <p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>1-3 システムにおいては、この節 1-1 の規定により保税運送申告が行</p>	<p style="text-align: center;">第 5 節 貨物取扱い関係</p> <p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>5-3 システムにおいては、前項の規定により貨物取扱許可申請が行われた場合、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。</p> <p>なお、申告控等関係書類の税関への提出に当たっては、便宜、<u>ファクシミリ送信</u>によることを認めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>（貨物取扱いの許可の取消し）</p> <p>5-6 申請者が、この節 5-2 の規定により行われた貨物取扱許可申請に係る許可後に、当該許可の取消しを行いたいとする場合は、当該申請者は「<u>NACCS 登録情報変更願</u>」をシステムに入力、送信することを求め、保税取締部門においてこれを認めた場合には、「貨物取扱取消」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「<u>NACCS 登録情報変更願</u>」について、書面による提出が行われた場合は、「貨物取扱許可通知情報」又は「貨物取扱許可通知書」を添付することを求めるものとする。</p> <p>また、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 5-2 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 保税運送関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 保税運送申告等</p> <p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>1-3 システムにおいては、この節 1-1 の規定により保税運送申告が行</p>

改正後	改正前
<p>われた場合、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。</p> <p>なお、申告控等関係書類の税関への提出に当たっては、便宜、<u>システム</u>の「添付ファイル登録」業務によることを認めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>第 2 節 保稅運送申告等に係る貨物の發送手續及び到着確認</p> <p>(保稅運送貨物の發送手續)</p> <p>2-1 システムにより保稅運送の承認がされた貨物を發送する場合の手續は、保稅運送の承認を受けた者等に対し、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 發送地及び到着地がシステム参加保稅地域等である場合 「保稅運送承認通知書」に「要確認」若しくは「要施封」の表示があった場合又は申告者が保稅取締部門からその旨の記載を受けた場合には、貨物を發送する際に、保稅取締部門に当該貨物と「保稅運送承認通知書」を提出することとし、その貨物について發送の確認又は施封を受けるものとする。</p> <p>なお、海上貨物のうち、上記以外の貨物を運送する場合には、税関が特に指示した場合を除き、当該通知書の携行を要しないものとする。</p> <p>また、貨物を發送する際に發送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 3 節 <u>3-1(2)</u>の規定により行うものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(保稅運送貨物の到着確認)</p> <p>2-2 システムにより保稅運送の承認がされた貨物が到着した場合の倉主等の確認は、次により行うことを求めるものとする。</p>	<p>われた場合、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。</p> <p>なお、申告控等関係書類の税関への提出に当たっては、便宜、<u>ファクシミリ送信</u>によることを認めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>第 2 節 保稅運送申告等に係る貨物の發送手續及び到着確認</p> <p>(保稅運送貨物の發送手續)</p> <p>2-1 システムにより保稅運送の承認がされた貨物を發送する場合の手續は、保稅運送の承認を受けた者等に対し、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 發送地及び到着地がシステム参加保稅地域等である場合 「保稅運送承認通知書」に「要確認」若しくは「要施封」の表示があった場合又は申告者が保稅取締部門からその旨の記載を受けた場合には、貨物を發送する際に、保稅取締部門に当該貨物と「保稅運送承認通知書」を提出することとし、その貨物について發送の確認又は施封を受けるものとする。</p> <p>なお、海上貨物のうち、上記以外の貨物を運送する場合には、税関が特に指示した場合を除き、当該通知書の携行を要しないものとする。</p> <p>また、貨物を發送する際に發送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 3 節 <u>3-1(1)ロ又は(2)ロ</u>の規定により行うものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(保稅運送貨物の到着確認)</p> <p>2-2 システムにより保稅運送の承認がされた貨物が到着した場合の倉主等の確認は、次により行うことを求めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 到着地がシステム参加保税地域等である場合 貨物が運送先に到着したときに倉主等が行う搬入手続は、前章第 3 節 <u>3-1(1)</u>の規定により行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 包括保税運送申告等</p> <p>（包括保税運送申告の撤回及び承認の取消し）</p> <p>3-3 申告者が、この節 3-1 の規定により行われた包括保税運送申告後、承認前に当該申請の撤回を行いたいとする場合又は当該申告に係る承認後に承認の取消しを行いたいとする場合は、当該申告者は「<u>NACCS 登録情報変更申出</u>」をシステムに入力、送信することを求め、保税取締部門において、これを認める場合には、「包括保税運送承認審査終了」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「<u>NACCS 登録情報変更申出</u>」について、書面で提出が行われた場合は、「包括保税運送申告控」又は「包括保税運送承認通知書」を添付することを求めるものとする。</p> <p>なお、包括保税運送申告後の申告内容の訂正はできないので、申告内容の訂正が必要となった場合は、申告の撤回又は承認の取消しを行い、当該申告者が改めて申告をしようとするときは、この節 3-1 の規定により再申告することを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（個別運送貨物の発送手続）</p> <p>4-1 システムを使用して個別運送が行われる場合の発送手続等については、個別運送を行う者等に対し、次により行うよう求めるものとする。</p> <p>(1) 到着地がシステム参加保税地域等である場合 貨物を運送する場合にあっては、税関が特に指示をした場合を除き、</p>	<p>(1) 到着地がシステム参加保税地域等である場合 貨物が運送先に到着したときに倉主等が行う搬入手続は、前章第 3 節 <u>3-1(1)イ又は(2)イ</u>の規定により行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 包括保税運送申告等</p> <p>（包括保税運送申告の撤回及び承認の取消し）</p> <p>3-3 申告者が、この節 3-1 の規定により行われた包括保税運送申告後、承認前に当該申請の撤回を行いたいとする場合又は当該申告に係る承認後に承認の取消しを行いたいとする場合は、当該申告者は「<u>NACCS 登録情報変更願</u>」をシステムに入力、送信することを求め、保税取締部門において、これを認める場合には、「包括保税運送承認審査終了」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「<u>NACCS 登録情報変更願</u>」について、書面で提出が行われた場合は、「包括保税運送申告控」又は「包括保税運送承認通知書」を添付することを求めるものとする。</p> <p>なお、包括保税運送申告後の申告内容の訂正はできないので、申告内容の訂正が必要となった場合は、申告の撤回又は承認の取消しを行い、当該申告者が改めて申告をしようとするときは、この節 3-1 の規定により再申告することを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（個別運送貨物の発送手続）</p> <p>4-1 システムを使用して個別運送が行われる場合の発送手続等については、個別運送を行う者等に対し、次により行うよう求めるものとする。</p> <p>(1) 到着地がシステム参加保税地域等である場合 貨物を運送する場合にあっては、税関が特に指示をした場合を除き、</p>

改正後	改正前
<p>「個別運送受付情報（関税法基本通達 34 の 2-1(4)に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」等の携行を要しないものとする。ただし、航空貨物を運送する場合にあっては、「SLIP FOR TRANSPORTATION」の携行を要することとなるので留意する。</p> <p>なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 3 節 <u>3-1(2)</u>の規定により行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（個別運送貨物の到着確認）</p> <p>4-2 システムを使用して個別運送が行われた場合の倉主等の確認は、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 到着地がシステム参加保税地域等である場合 貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手続は、前章第 3 節 <u>3-1(1)</u>の規定により行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>第 6 節 特定保税運送の個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（特定保税運送貨物の到着確認）</p> <p>6-2 システムを使用して特定保税運送が行われた場合の到着確認として貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手続は、前章第 3 節 <u>3-1(1)</u>の規定により行うことを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 輸入申告</p>	<p>「個別運送受付情報（関税法基本通達 34 の 2-1(4)に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」等の携行を要しないものとする。ただし、航空貨物を運送する場合にあっては、「SLIP FOR TRANSPORTATION」の携行を要することとなるので留意する。</p> <p>なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 3 節 <u>3-1(1)ロ又は(2)ロ</u>の規定により行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（個別運送貨物の到着確認）</p> <p>4-2 システムを使用して個別運送が行われた場合の倉主等の確認は、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 到着地がシステム参加保税地域等である場合 貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手続は、前章第 3 節 <u>3-1(1)イ又は(2)イ</u>の規定により行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>第 6 節 特定保税運送の個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</p> <p>（特定保税運送貨物の到着確認）</p> <p>6-2 システムを使用して特定保税運送が行われた場合の到着確認として貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手続は、前章第 3 節 <u>3-1(1)イ又は(2)イ</u>の規定により行うことを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 輸入申告</p>

改正後	改正前
<p>(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)</p> <p>1-3 システムにおいては、前項の輸入申告が行われた場合において、当該輸入申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>(1) 審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった輸入申告については、納付すべき関税等がない場合、リアルタイム口座振替方式による場合又は直納方式若しくは MPN 利用方式によるものであって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認（以下この節において「輸入許可」という。）となり、通関業者等に「輸入許可等通知情報」（海上貨物に係る輸入申告にあつては別紙様式 M-506 号、別紙様式 M-553 号及び別紙様式 M-554 号、航空貨物（この節 1-1 の規定により「AWB 番号」が輸入申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）に係る輸入申告にあつては別紙様式 M-507 号、別紙様式 M-553 号及び別紙様式 M-554 号）が配信される。ただし、口座残高不足の場合、担保残高不足の場合、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって当該証明の確認がシステムにより行われていない場合又は直納方式若しくは MPN 利用方式によるものであって納期限延長が適用されない場合には、輸入許可の通知は行われず、システムを通じて「口座不足通知情報」、「担保不足通知情報」、「他法令未済等確認情報」、「納付書情報（直納）」又は「納付番号通知情報」がそれぞれ通関業者等に通知されるとともに、「輸入申告等控情報」（海上貨物に係る輸入申告にあつては別紙様式 M-500 号、別</p>	<p>(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)</p> <p>1-3 システムにおいては、前項の輸入申告が行われた場合において、当該輸入申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>(1) 審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった輸入申告については、納付すべき関税等がない場合、<u>専用口座振替方式若しくは</u>リアルタイム口座振替方式による場合又は直納方式若しくは MPN 利用方式によるものであって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認（以下この節において「輸入許可」という。）となり、通関業者等に「輸入許可等通知情報」（海上貨物に係る輸入申告にあつては別紙様式 M-506 号、別紙様式 M-553 号及び別紙様式 M-554 号、航空貨物（この節 1-1 の規定により「AWB 番号」が輸入申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）に係る輸入申告にあつては別紙様式 M-507 号、別紙様式 M-553 号及び別紙様式 M-554 号）が配信される。ただし、口座残高不足の場合、担保残高不足の場合、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって当該証明の確認がシステムにより行われていない場合又は直納方式若しくは MPN 利用方式によるものであって納期限延長が適用されない場合には、輸入許可の通知は行われず、システムを通じて「口座不足通知情報」、「担保不足通知情報」、「他法令未済等確認情報」、「納付書情報（直納）」又は「納付番号通知情報」がそれぞれ通関業者等に通知されるとともに、「輸入申告等控情報」（海上貨物に係る輸入申告にあつては別紙</p>

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>紙様式M-508号、別紙様式M-517号、別紙様式M-522号、別紙様式M-526号、別紙様式M-530号、別紙様式M-555号及び別紙様式M-556号、航空貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-501号、別紙様式M-502号、別紙様式M-509号、別紙様式M-518号、別紙様式M-523号、別紙様式M-527号、別紙様式M-531号、別紙様式M-555号及び別紙様式M-556号)が配信される。</p> <p>この場合における関税等の納付方法等については、この章第11節11-3による。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>(輸入申告の訂正)</p> <p>1-6 通関業者等が、輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間(ただし、関税等の税額変更を伴う事項を訂正する場合は、訂正前における関税等の納付までの間)に、法第7条の14第2項又は第7条の16第4項ただし書の規定に基づき申告内容を訂正する場合その他当該申告内容に誤りがあったため訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、申告先官署コード、輸入者名、通関予定蔵置場コード(同一の税関管轄内の場合を除く。)等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合は、輸入申告を撤回の上、再度、輸入申告を行うことを求めるものとする。</p>	<p>様式M-500号、別紙様式M-508号、別紙様式M-517号、別紙様式M-522号、別紙様式M-526号、別紙様式M-530号、別紙様式M-555号及び別紙様式M-556号、航空貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-501号、別紙様式M-502号、別紙様式M-509号、別紙様式M-518号、別紙様式M-523号、別紙様式M-527号、別紙様式M-531号、別紙様式M-555号及び別紙様式M-556号)が配信される。</p> <p>この場合における関税等の納付方法等については、この章第11節11-3による。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(輸入申告の訂正)</p> <p>1-6 通関業者等が、輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間(ただし、関税等の税額変更を伴う事項を訂正する場合は、訂正前における関税等の納付 <u>（専用口座振替方式による納付にあっては、システムに設定される口座ファイルからの引落し）</u>までの間)に、法第7条の14第2項又は第7条の16第4項ただし書の規定に基づき申告内容を訂正する場合その他当該申告内容に誤りがあったため訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、申告先官署コード、輸入者名、通関予定蔵置場コード(同一の税関管轄内の場合を除く。)等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合は、輸入申告を撤回の上、再度、輸入申告を行うことを求めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1)~(3) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 特例申告</p> <p>(関係情報の配信)</p> <p>4-5 システムを使用して特例申告が行われた場合は、通関業者等に「特例申告控」が配信されるとともに、直納方式による場合には「一括納付書情報」又は「納付書情報（直納）」が、MPN利用方式による場合には「納付番号通知情報（一括）」又は「納付番号通知情報」が、リアルタイム口座振替方式による場合には「特例申告口座一括引落とし結果通知情報」が配信される。</p> <p>なお、口座残高不足又は担保残高不足となった場合には、特例申告の受理がなされず、処理結果通知情報が出力される。</p> <p style="text-align: center;">第 11 節 収納関係</p> <p>(申告納税方式による関税等の納付の方法)</p> <p>11-3 システムを使用して行われる納税申告又は修正申告の納税の方法及び輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知に基づく関税等の納付の方法は、次による。</p> <p><u>なお、専用口座振替方式（処理法第 4 条第 1 項の規定に基づき、預金口座のある金融機関に関税等の納付を委託する方法をいう。）については、</u></p>	<p>(1)~(3) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 特例申告</p> <p>(関係情報の配信)</p> <p>4-5 システムを使用して特例申告が行われた場合は、通関業者等に「特例申告控」が配信されるとともに、直納方式による場合には「一括納付書情報」又は「納付書情報（直納）」が、MPN利用方式による場合には「納付番号通知情報（一括）」又は「納付番号通知情報」が、<u>専用口座振替方式又は</u>リアルタイム口座振替方式による場合には「特例申告口座一括引落とし結果通知情報」が配信される。</p> <p>なお、口座残高不足又は担保残高不足となった場合には、特例申告の受理がなされず、処理結果通知情報が出力される。</p> <p style="text-align: center;">第 11 節 収納関係</p> <p>(申告納税方式による関税等の納付の方法)</p> <p>11-3 システムを使用して行われる納税申告又は修正申告の納税の方法及び輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知に基づく関税等の納付の方法は、次による。</p> <p><u>(1) 専用口座振替方式を選択した場合</u></p> <p><u>専用口座振替方式を選択して申告された場合は、システムで関税等の</u></p>

改正後	改正前
<p><u>平成 29 年 3 月 31 日をもってその機能が廃止されているので、留意する。</u></p> <p>(1) 直納方式を選択した場合</p> <p>イ 即納又は個別延長方式を選択した場合</p> <p>システムから各税（消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。）ごとに、輸入者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）に対して「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」として出力し、これにより日本銀行に関税等の税額を納付するものとする。</p> <p>なお、「納付書」は原則として申告の都度出力することになるが、特例申告に係る即納の場合には、<u>当該特例申告に係る輸入が許可された日の属する月（以下「特定月」という。）の翌月 20 日（以下「特定日」という。）</u>までに特例申告された場合に限り、当該特定日の翌</p>	<p><u>納付が確実であることが確認され、これにより関税等の税額の引落し処理が行われる。</u></p> <p><u>具体的には、金融機関に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」として出力し、口座振替を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、口座残高が不足しているときは、システムを通じてその旨が申告者に通知される。</u></p> <p><u>また、引落し処理は、原則として申告の都度行われるが、特例申告の場合には、当該特例申告に係る輸入が許可された日の属する月（以下「特定月」という。）の翌月 20 日（以下「特定日」という。）までに特例申告された場合に限り、特定日までに申告された税額について、納期限日に一括して引落し処理を行う。</u></p> <p>(2) 直納方式を選択した場合</p> <p>イ 即納又は個別延長方式を選択した場合</p> <p>システムから各税（消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。）ごとに、輸入者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）に対して「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」として出力し、これにより日本銀行に関税等の税額を納付するものとする。</p> <p>なお、「納付書」は原則として申告の都度出力することになるが、特例申告に係る即納の場合には、<u>特定日</u>までに特例申告された場合に限り、当該特定日の翌日に、システムにより特定月分ごと一括して出力される各税ごとの納付書（以下「一括納付書」という。）に</p>

改正後	改正前
<p>日に、システムにより特定月分ごとに一括して出力される各税ごとの納付書（以下「一括納付書」という。）により納付するものとする。</p> <p>ロ （省略）</p> <p><u>(2)</u> （省略）</p> <p><u>(3)</u> （省略）</p> <p>第 6 章 開庁時間外の事務の執行を求める届出</p> <p>（開庁時間外の事務の執行を求める届出）</p> <p>1-1 法第 98 条第 1 項に規定する開庁時間外の事務の執行を求める者（以下この章において「申請者」という。）が、システムを使用して当該届出（以下この章において「届出」という。）を行う場合には、次章によるほか、届出をしようとする税関官署に「時間外執務要請届」業務を利用して、必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。なお、次章により届出を行う場合には、届出をしようとする税関官署の開庁時間内に行うものとする。</p> <p>(1) 届出種別コードとして「A」から「D」までのいずれかを入力した場合（輸出入申告等が受理された後、開庁時間外に許可・承認を希望する場合）</p> <p>届出により事務の執行を求めることができる税関手続は次に掲げるものとする。なお、「時間外執務要請届」業務を行った際に入力した届出種別コード（以下この項において「届出種別コード」という。）「A」</p>	<p>より納付するものとする。</p> <p>ロ （同左）</p> <p><u>(3)</u> （同左）</p> <p><u>(4)</u> （同左）</p> <p>第 6 章 開庁時間外の事務の執行を求める届出</p> <p>（開庁時間外の事務の執行を求める届出）</p> <p>1-1 法第 98 条第 1 項に規定する開庁時間外の事務の執行を求める者（以下この章において「申請者」という。）が、システムを使用して当該届出（以下この章において「届出」という。）を行う場合には、次章によるほか、届出をしようとする税関官署に「時間外執務要請届」業務を利用して、必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。なお、次章により届出を行う場合には、届出をしようとする税関官署の開庁時間内に行うものとする。</p> <p>(1) 届出種別コードとして「A」から「D」までのいずれかを入力した場合（輸出入申告等が受理された後、開庁時間外に許可・承認を希望する場合）</p> <p>届出により事務の執行を求めることができる税関手続は次に掲げるものとする。なお、「時間外執務要請届」業務を行った際に入力した届出種別コード（以下この項において「届出種別コード」という。）「A」</p>

改正後	改正前
<p>から「D」までのいずれかによる届出後に輸出入申告等を行った結果、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった場合には、直ちに許可・承認を行う（下記イの場合であって、関税等の納付が必要なときは、前章第 11 節 <u>11-3(1)から(3)</u>のいずれかの方法により関税等を納付した場合又は納期限延長制度が適用される場合に許可・承認を行う）ものとし、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合には審査・検査を行うこととする。</p> <p>イ～ホ （省略）</p> <p>(2) 届出種別コードとして「E」又は「F」を入力した場合（輸出入申告等が受理された後、簡易審査扱い（区分1）に限り許可・承認を希望する場合）</p> <p>届出により事務の執行を求めることができる税関手続は上記(1)イ及びロとする。なお、届出種別コード「E」又は「F」による届出後に輸出入申告等を行った結果、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった場合には、直ちに許可・承認を行う（上記(1)イの場合であって、関税等の納付が必要なときは、前章第 11 節 <u>11-3(2)又は(3)</u>のいずれかの方法により関税等を納付した場合又は納期限延長制度が適用される場合には許可・承認を行う）ものとし、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合には、審査・検査は税関官署の翌開庁日以降に行うものとする。</p> <p>(3) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 汎用申請関係</p>	<p>から「D」までのいずれかによる届出後に輸出入申告等を行った結果、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった場合には、直ちに許可・承認を行う（下記イの場合であって、関税等の納付が必要なときは、前章第 11 節 <u>11-3(1)から(4)</u>のいずれかの方法により関税等を納付した場合又は納期限延長制度が適用される場合に許可・承認を行う）ものとし、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合には審査・検査を行うこととする。</p> <p>イ～ホ （同左）</p> <p>(2) 届出種別コードとして「E」又は「F」を入力した場合（輸出入申告等が受理された後、簡易審査扱い（区分1）に限り許可・承認を希望する場合）</p> <p>届出により事務の執行を求めることができる税関手続は上記(1)イ及びロとする。なお、届出種別コード「E」又は「F」による届出後に輸出入申告等を行った結果、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった場合には、直ちに許可・承認を行う（上記(1)イの場合であって、関税等の納付が必要なときは、前章第 11 節 <u>11-3(1)、(3)、(4)</u>のいずれかの方法により関税等を納付した場合又は納期限延長制度が適用される場合には許可・承認を行う）ものとし、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合には、審査・検査は税関官署の翌開庁日以降に行うものとする。</p> <p>(3) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 汎用申請関係</p>

改正後	改正前
<p>(申請内容の訂正等)</p> <p>1-2 申請者が、前項の規定により提出した申告、届出等の訂正又は取消しを行う場合には、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次に掲げる場合には、上記(1)による「汎用申請変更」業務では申請内容の訂正が行えないことから、当該申請の取消し理由等を「<u>NACCS 登録情報変更申出</u>」(別紙様式M-700号)に入力し、「汎用申請」業務にて送信することにより行うことを求めることとする。なお、当該<u>変更申出</u>は書面により申し出ることとして差し支えないものとする。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 汎用申請手数料納付申請</p> <p>(申請内容の訂正等)</p> <p>1-4 申請者が、前項の規定により提出した申告、届出等の訂正又は取消しを行う場合には、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次に掲げる場合には、上記(1)による「汎用申請変更」業務では申請内容の訂正が行えないことから、当該申請の取消し理由等を「<u>NACCS 登録情報変更申出</u>」に入力し、「汎用申請」業務にて送信することにより行うことを求めることとする。なお、当該<u>変更申出</u>は書面により申し出ることとして差し支えないものとする。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>別紙 1 窓口電子申告端末運用指針</p>	<p>(申請内容の訂正等)</p> <p>1-2 申請者が、前項の規定により提出した申告、届出等の訂正又は取消しを行う場合には、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 次に掲げる場合には、上記(1)による「汎用申請変更」業務では申請内容の訂正が行えないことから、当該申請の取消し理由等を「<u>NACCS 登録情報変更願</u>」(別紙様式M-700号)に入力し、「汎用申請」業務にて送信することにより行うことを求めることとする。なお、当該<u>変更願</u>は書面により申し出ることとして差し支えないものとする。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 汎用申請手数料納付申請</p> <p>(申請内容の訂正等)</p> <p>1-4 申請者が、前項の規定により提出した申告、届出等の訂正又は取消しを行う場合には、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 次に掲げる場合には、上記(1)による「汎用申請変更」業務では申請内容の訂正が行えないことから、当該申請の取消し理由等を「<u>NACCS 登録情報変更願</u>」に入力し、「汎用申請」業務にて送信することにより行うことを求めることとする。なお、当該<u>変更願</u>は書面により申し出ることとして差し支えないものとする。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>別紙 1 窓口電子申告端末運用指針</p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>別添 1 窓口電子申告端末利用規約</p> <p>窓口電子申告端末を利用するため、下記の窓口電子申告端末利用規約（以下「本利用規約」という。）のすべての条項に同意していただく必要があります。</p> <p>利用申込書を提出していただく前に、本利用規約を十分にお読みください。なお、何らかの理由により本利用規約に同意できない方は、窓口電子申告端末のご利用をお断り致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 条～第 4 条 （省略）</p> <p><u>（端末の利用終了時の取扱い）</u></p> <p><u>第 5 条 端末利用者は、外部電磁的記録媒体から端末に移したデータ又は端末のソフトウェアにより作成したデータがある場合は、端末の利用終了時にそれらのデータを削除しなければなりません。</u></p> <p>（電子納付の利用）</p> <p><u>第 6 条</u> （省略）</p> <p>（端末の利用可能時間）</p>	<p>別添 1 窓口電子申告端末利用規約</p> <p>窓口電子申告端末を利用するため、下記の窓口電子申告端末利用規約（以下「本利用規約」という。）のすべての条項に同意していただく必要があります。</p> <p>利用申込書を提出していただく前に、本利用規約を十分にお読みください。なお、何らかの理由により本利用規約に同意できない方は、窓口電子申告端末のご利用をお断り致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 条～第 4 条 （同左）</p> <p>（電子納付の利用）</p> <p><u>第 5 条</u> （同左）</p> <p>（端末の利用可能時間）</p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>第 7 条</u>（省略）</p> <p>（端末の利用停止）</p> <p><u>第 8 条</u>（省略）</p> <p>（禁止事項）</p> <p><u>第 9 条</u>（省略）</p> <p>（税関の免責事項）</p> <p><u>第 10 条</u>（省略）</p> <p>（法的効力）</p> <p><u>第 11 条</u>（省略）</p> <p>（本利用規約の改正）</p> <p><u>第 12 条</u>（省略）</p> <p>（保守等による端末の利用制限又は停止）</p> <p><u>第 13 条</u>（省略）</p> <p>附則 本利用規約は、<u>平成 29 年 4 月 1 日</u>から施行します。</p>	<p><u>第 6 条</u>（同左）</p> <p>（端末の利用停止）</p> <p><u>第 7 条</u>（同左）</p> <p>（禁止事項）</p> <p><u>第 8 条</u>（同左）</p> <p>（税関の免責事項）</p> <p><u>第 9 条</u>（同左）</p> <p>（法的効力）</p> <p><u>第 10 条</u>（同左）</p> <p>（本利用規約の改正）</p> <p><u>第 11 条</u>（同左）</p> <p>（保守等による端末の利用制限又は停止）</p> <p><u>第 12 条</u>（同左）</p> <p>附則 本利用規約は、<u>平成 22 年 4 月 1 日</u>から施行します。</p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
汎用申請対象手続一覧 (別表)		汎用申請対象手続一覧 (別表)	
【監視関係】		【監視関係】	
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>不開港在港期間等変更申出</u>	(省略)	<u>不開港在港期間等変更願</u>	(同左)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>仮陸揚期間延長申出</u>	(省略)	<u>仮陸揚期間延長願</u>	(同左)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>外貨船機用品積込（包括）訂正申出</u>	(省略)	<u>外貨船機用品積込（包括）訂正願</u>	(同左)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>内貨船機用品積込（包括）訂正申出</u>	(省略)	<u>内貨船機用品積込（包括）訂正願</u>	(同左)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】		【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】	
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>外国貨物古包装材料引取免税申出</u>	(省略)	<u>外国貨物古包装材料引取免税願</u>	(同左)
<u>外国貨物古包装材料引取免税申出（包括）</u>	(省略)	<u>外国貨物古包装材料引取免税願（包括）</u>	(同左)

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>輸入原料品等関税額証明申出</u>	(省略)	<u>輸入原料品等関税額証明願</u>	(同左)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
(削除)	(削除)	<u>疑義貨物点検申請</u>	<u>関法第 69 条の 13 第 4 項</u> <u>関令第 62 条の 18</u> <u>関基 69 の 12-1-5 (1)</u>
(削除)	(削除)	<u>認定手続における証拠の提出、意見の陳述、回答期限延長願の提出（輸出）</u>	<u>関令第 62 条の 2 第 1 項、第 2 項</u> <u>関基 69 の 3-1-3 (1)、(2)</u> <u>関基 69 の 3-1-4 (3)イ、ロ</u> <u>関基 69 の 3-2 (2)ハ(イ)、(3)ハ(イ)</u>
(削除)	(削除)	<u>認定手続における証拠の提出、意見の陳述、争う旨の申出、回答期限延長願の提出（輸入）</u>	<u>関令第 62 条の 16 第 1 項、第 2 項、第 4 項第 5 号</u> <u>関基 69 の 12-1-3 (1)、(2)、(3)</u> <u>関基 69 の 12-1-4 (3)イ、ロ</u> <u>関基 69 の 12-2 (2)ハ(イ)、(3)ハ(イ)</u>
(削除)	(削除)	<u>特例輸入者承認内容変更届出</u>	<u>関法第 7 条の 2</u> <u>関令第 4 条の 5 第 5 項</u> <u>関基 7 の 2-8</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
配合飼料用ミルク、クリーム、ホエイ、調整ホエイに係る業務報告	暫定令第 33 条第 8 項 暫定基 <u>9-11</u>	配合飼料用ミルク、クリーム、ホエイ、調整ホエイに係る業務報告	暫定令第 33 条第 8 項 暫定基 <u>9-12</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
農林漁業用重油及び粗油に係る業務の報告	<u>定率令第 60 条第 2 項</u>	農林漁業用重油及び粗油に係る業務の報告	<u>暫定令第 33 条第 15 項</u>
高糖度原料糖の使用に係る業務の報告	暫定令第 33 条第 <u>15 項</u>	高糖度原料糖の使用に係る業務の報告	暫定令第 33 条第 <u>17 項</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
農林漁業用無税重油等振替申請	<u>定率基 20 の 2-2(5)</u>	農林漁業用無税重油等振替申請	<u>暫定基 9-10(5)</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
船名・数量等変更申請	(省略)	(同左)	(同左)
<u>特定委託輸出申告包括申出</u>	<u>関基 67 の 3-2-1</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>特定委託輸出申告に関する貨物管理体制チェックシート</u>	<u>関基 67 の 3-2-3</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>特例輸出貨物の輸出許可取消申請</u>	<u>関法第 67 条の 4 第 1 項</u> <u>関基 67 の 4-1</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
証明書類交付申請（業務）	(省略)	(同左)	(同左)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
事前教示回答書（変更通知書）意見の申出	関法第 7 条第 3 項 <u>関基 7-18(8)</u>	事前教示回答書（変更通知書）意見の申出	関法第 7 条第 3 項 <u>関基 7-18(7)</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>【知的財産関係】</u>		<u>(新設)</u>	
<u>手続名称</u>	<u>根拠法令等</u>		
<u>認定手続に係る証拠、意見、回答期</u>	<u>関令第 62 条の 2 第 1 項、第 2 項</u>		

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<u>限延長の提出（輸出）</u>	<u>関基 69 の 3-1-3(1)、(2)</u> <u>関基 69 の 3-1-4(3)イ、ロ</u> <u>関基 69 の 3-2(2)ハ(イ)、(ロ)、(3)</u> <u>ハ(イ)、(ロ)</u>	
<u>疑義貨物点検申請（輸出）</u>	<u>関令第 62 条の 2 第 3 項、第 4 項</u> <u>関令第 62 条の 4</u> <u>関基 69 の 3-1-5(1)</u>	
<u>輸出取りやめ届出</u>	<u>関基 69 の 3-2(2)イ、ニ、ホ</u>	
<u>保護対象営業秘密に係る部分切除の申出（輸出）</u>	<u>関基 69 の 3-2(2)ハ(イ)、(3)ハ(イ)</u>	
<u>裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請（輸出）</u>	<u>関基 69 の 3-1-7(1)</u>	
<u>輸出差止申立て</u>	<u>関法第 69 条の 4 第 1 項</u> <u>関令第 62 条の 3</u> <u>関基 69 の 4-2(3)</u>	
<u>輸出差止申立て（追加）</u>	<u>関基 69 の 4-2(3)</u>	
<u>輸出差止申立て（更新）</u>	<u>関基 69 の 4-9(1)</u>	
<u>輸出差止申立て（内容変更）</u>	<u>関基 69 の 4-10(1)</u>	
<u>輸出差止申立て（取下げ）</u>	<u>関基 69 の 4-11(2)</u>	
<u>経済産業大臣意見照会請求（輸出）</u>	<u>関令第 62 条の 10</u> <u>関基 69 の 7-1(1)</u>	
<u>特許庁長官意見照会請求（輸出）</u>	<u>関令第 62 条の 10</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>関基 69 の 7-4(1)</u>
<u>認定手続取りやめ請求（輸出）</u>	<u>関法第 69 条の 10 第 1 項</u> <u>関令第 62 条の 14</u> <u>関基 69 の 10-1(3)</u>
<u>認定手続に係る証拠、意見、争う旨、 回答期限延長の提出（輸入）</u>	<u>関令第 62 条の 16 第 1 項、第 2 項、 第 4 項第 5 号</u> <u>関基 69 の 12-1-3(1)、(2)、(3)</u> <u>関基 69 の 12-1-4(3)イ、ロ</u> <u>関基 69 の 12-2(2)ハ(イ)、(ロ)、(3)</u> <u>ハ(イ)、(ロ)</u>
<u>疑義貨物点検申請（輸入）</u>	<u>関令第 62 条の 16 第 3 項、第 4 項</u> <u>関令第 62 条の 18</u> <u>関基 69 の 12-1-5(1)</u>
<u>保護対象営業秘密に係る部分切除 の申出（輸入）</u>	<u>関基 69 の 12-2(2)ハ(イ)、(3)ハ(イ)</u>
<u>裁判外紛争解決手続を踏まえた認 定申請（輸入）</u>	<u>関基 69 の 12-1-7(1)</u>
<u>輸入差止申立て</u>	<u>関法第 69 条の 13 第 1 項</u> <u>関令第 62 条の 17</u> <u>関基 69 の 13-2(3)</u>
<u>輸入差止申立て（追加）</u>	<u>関基 69 の 13-2(3)</u>
<u>輸入差止申立て（更新）</u>	<u>関基 69 の 13-9(1)</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前					
<u>輸入差止申立て（内容変更）</u>	<u>関基 69 の 13-10(1)</u>						
<u>輸入差止申立て（取下げ）</u>	<u>関基 69 の 13-11(2)</u>						
<u>輸入差止情報提供、輸入差止情報提供（継続）</u>	<u>関基 69 の 13-12(2)ハ、(5)イ</u>						
<u>見本検査承認申請</u>	<u>関令第 62 条の 16 第 3 項</u> <u>関令第 62 条の 24 第 1 項</u> <u>関基 69 の 16-1(1)</u>						
<u>見本返還不要同意、見本受領</u>	<u>関基 69 の 16-1(2)、(3)</u>						
<u>見本検査立会い申請</u>	<u>関法第 69 条の 16 第 6 項</u> <u>関令第 62 条の 26</u> <u>関基 69 の 16-4</u>						
<u>経済産業大臣意見照会請求（輸入）</u>	<u>関令第 62 条の 27</u> <u>関基 69 の 17-1(1)</u>						
<u>特許庁長官意見照会請求（輸入）</u>	<u>関令第 62 条の 27</u> <u>関基 69 の 17-4(1)</u>						
<u>認定手続取りやめ請求（輸入）</u>	<u>関法第 69 条の 20 第 1 項</u> <u>関令第 62 条の 31</u> <u>関基 69 の 20-1(3)</u>						
【保税関係】 <u>（削除）</u>		【保税関係】					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続名称</th> <th>根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保税地域収容能力等変更届出（保税）</u></td> <td><u>関法第 44 条第 1 項</u></td> </tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	<u>保税地域収容能力等変更届出（保税）</u>	<u>関法第 44 条第 1 項</u>	
手続名称	根拠法令等						
<u>保税地域収容能力等変更届出（保税）</u>	<u>関法第 44 条第 1 項</u>						

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
	<u>蔵置場)</u>	関令第 37 条 関基 44-2
	<u>保税地域収容能力等変更届出（保税工場）</u>	関法第 61 条の 4（関法 44 条第 1 項を準用） 関令第 50 条の 2（関令第 37 条を準用） 関基 61 の 4-9（関基 44-2 を準用）
	<u>保税地域収容能力等変更届出（保税展示場）</u>	関法第 62 条の 7（関法 44 条第 1 項を準用） 関令第 51 条の 8（関令第 37 条を準用） 関基 62 の 7-3（関基 44-2 を準用）
	<u>保税地域収容能力等変更届出（総合保税地域）</u>	関法第 62 条の 15（関法 44 条第 1 項を準用） 関令第 51 条の 15（関令第 37 条を準用） 関基 62 の 15-1（関基 44-2 を準用）
	<u>保税地域休廃業届出（保税蔵置場）</u>	関法第 46 条 関令第 39 条第 1 項

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
		<u>関基 46-2</u>
	<u>保税地域休廃業届出（保税工場）</u>	<u>関法第 61 条の 4（関法第 46 条を準用）</u> <u>関令第 50 条の 2（関令第 39 条第 1 項を準用）</u> <u>関基 61 の 4-9（関基 46-2 を準用）</u>
	<u>保税地域休廃業届出（保税展示場）</u>	<u>関法第 62 条の 7（関法第 46 条を準用）</u> <u>関令第 51 条の 8（関令第 39 条第 1 項を準用）</u> <u>関基 62 の 7-3（関基 46-2 を準用）</u>
	<u>保税地域休廃業届出（総合保税地域）</u>	<u>関法第 62 条の 15（関法第 46 条を準用）</u> <u>関令第 51 条の 15（関令第 39 条第 1 項を準用）</u> <u>関基 62 の 15-1（関基 46-2 を準用）</u>
	<u>保税地域業務再開届出（保税蔵置場）</u>	関令第 39 条第 2 項 <u>関基 46-2</u>
	<u>保税地域業務再開届出（保税工場）</u>	関令第 50 条の 2（関令第 39 条第 2

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
		<p><u>項を準用)</u> <u>関基 61 の 4-9 (関基 46-2 を準用)</u></p>
	<p><u>保税地域業務再開届出 (保税展示場)</u></p>	<p><u>関令第 51 条の 8 (関令第 39 条第 2 項を準用)</u> <u>関基 62 の 7-3 (関基 46-2 を準用)</u></p>
	<p><u>保税地域業務再開届出 (総合保税地域)</u></p>	<p><u>関令第 51 条の 15 (関令第 39 条第 2 項を準用)</u> <u>関基 62 の 15-1 (関基 46-2 を準用)</u></p>
	<p><u>同時蔵置特例届出</u></p>	<p><u>関基 42-5、関基 56-7 (関基 42-5 を準用)、関基 62 の 15-2(1) (関基 42-5 を準用)</u></p>
	<p><u>同時蔵置特例変更届出</u></p>	<p><u>関基 42-5、関基 56-7 (関基 42-5 を準用)、関基 62 の 15-2(1) (関基 42-5 を準用)</u></p>
	<p><u>保税地域許可内容変更届出</u></p>	<p><u>関令第 35 条第 3 項、関令第 50 条の 2 (関令第 35 条第 3 項を準用)、関令第 51 条の 15 (関令第 35 条第 3 項を準用)</u> <u>関基 42-11(2)、関基 56-14(2)、関</u></p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
		<u>基 62 の 8-7(2)</u>
	<u>保税台帳電磁的記録保存届出</u>	<u>関法第 34 条の 2、関法第 61 条の 3、 関法第 62 条の 7（関法第 61 条の 3 を準用） 関基 34 の 2-4、関基 61 の 3-1 (8)（関基 34 の 2-4 を準用）、関基 62 の 7-2(2)（関基 34 の 2-4 を 準用）</u>
	<u>外国貨物蔵置期間延長承認申請（保 税蔵置場）</u>	<u>関法第 43 条の 2 第 2 項 関令第 36 条の 2 関基 43 の 2-3(1)</u>
	<u>外国貨物蔵置期間延長承認申請（保 税工場）</u>	<u>関法第 61 条の 4（関法第 43 の 2 第 2 項を準用） 関令第 50 条の 2（関令第 36 条の 2 を準用） 関基 61 の 4-2</u>
	<u>外国貨物蔵置期間延長承認申請（総 合保税地域）</u>	<u>関法第 62 条の 15（関法第 43 条の 2 第 2 項を準用） 関令第 51 条の 15（関令第 36 条の 2 を準用） 関基 62 の 15-1（関基 43 の 2-3 を準用）</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
	<u>未承認貨物蔵置期間延長申請</u>	<u>関法第 43 条の 3 第 1 項</u> <u>関令第 36 条の 4</u> <u>関基 43 の 3-6</u>
	<u>船機用品戻入届出</u>	<u>関法第 23 条第 6 項</u> <u>関令第 21 条の 6 第 1 項</u> <u>関基 23-8(1)</u>
	<u>滅却(廃棄)承認申請(保税蔵置場にある貨物)</u>	<u>関法第 45 条第 1 項</u> <u>関令第 38 条</u> <u>関基 45-2(1)</u>
	<u>滅却(廃棄)承認申請(他所蔵置場所にある貨物)</u>	<u>関法第 36 条第 1 項(関法第 45 条第 1 項を準用)</u> <u>関令第 30 条(関令第 38 条を準用)</u> <u>関基 36-1(関基 45-2を準用)</u>
	<u>滅却(廃棄)承認申請(指定保税地域にある貨物)</u>	<u>関法第 41 条の 3(関法第 45 条第 1 項を準用)</u> <u>関令第 34 条の 2(関令第 38 条を準用)</u> <u>関基 41 の 3-1(関基 45-2を準用)</u>
	<u>滅却(廃棄)承認申請(保税工場にある貨物)</u>	<u>関法第 61 条の 4(関法第 45 条第 1 項を準用)</u> <u>関令第 50 条の 2(関令第 38 条を準用)</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
		<u>用)</u> <u>関基 61 の 4-9 (関基 45-2 を準用)</u>
	<u>滅却(廃棄)承認申請(保税展示場にある貨物)</u>	<u>関法第 62 条の 7 (関法第 45 条第 1 項を準用)</u> <u>関令第 51 条の 8 (関令第 38 条を準用)</u> <u>関基 62 の 7-1</u>
	<u>滅却(廃棄)承認申請(総合保税地域にある貨物)</u>	<u>関法第 62 条の 15 (関法第 45 条第 1 項を準用)</u> <u>関令第 51 条の 15 (関令第 38 条を準用)</u> <u>関基 62 の 15-1 (関基 45-2 を準用)</u>
	<u>滅却(廃棄)承認申請(保税運送貨物)</u>	<u>関法第 65 条第 1 項</u> <u>関令第 56 条 (関令第 38 条を準用)</u> <u>関基 65-3</u>
	<u>外国貨物の包括滅却承認申請</u>	<u>関法第 45 条第 1 項</u> <u>関基 45-2(1)</u>
	<u>免税コンテナ等の亡失の届出</u>	<u>コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
		<p><u>通関条約（T I R 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 46 年法律第 65 号。以下「コンテナ特例法」という。）第 5 条第 2 項（定率法第 13 条第 7 項を準用）</u> <u>コンテナ特例法施行令第 7 条（定率令第 11 条を準用）</u> <u>特例法基本通達第 4 章 5-2(1)</u></p>
	<p><u>外国貨物亡失届出（他所蔵置場所）</u></p>	<p><u>関法第 36 条第 1 項（関法第 45 条第 3 項を準用）</u> <u>関令第 30 条（関令第 38 条の 2 を準用）</u> <u>関基 36-1（関基 45-3 を準用）</u></p>
	<p><u>外国貨物亡失届出（指定保税地域）</u></p>	<p><u>関法第 41 条の 3（関法第 45 条第 3 項を準用）</u> <u>関令第 34 条の 2（関令第 38 条の 2 を準用）</u> <u>関基 41 の 3-1（関基 45-3 を準用）</u></p>
	<p><u>外国貨物亡失届出（保税蔵置場）</u></p>	<p><u>関法第 45 条第 3 項</u> <u>関令第 38 条の 2</u> <u>関基 45-3</u></p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
	<p><u>外国貨物亡失届出（保税工場）</u></p>	<p><u>関法第 61 条の 4（関法第 45 条第 3 項を準用）</u> <u>関令第 50 条の 2（関令第 38 条の 2 を準用）</u> <u>関基 61 の 4-9（関基 45-3 を準用）</u></p>
	<p><u>外国貨物亡失届出（保税展示場）</u></p>	<p><u>関法第 62 条の 7（関法第 45 条第 3 項を準用）</u> <u>関令第 51 条の 8（関令第 38 条の 2 を準用）</u> <u>関基 62 の 7-3（関基 45-3 を準用）</u></p>
	<p><u>外国貨物亡失届出（総合保税地域）</u></p>	<p><u>関法第 62 条の 15（関法第 45 条第 3 項を準用）</u> <u>関令第 51 条の 15（関令第 38 条の 2 を準用）</u> <u>関基 62 の 15-1（関基 45-3 を準用）</u></p>
	<p><u>外国貨物亡失届出（保税運送貨物）</u></p>	<p>関法第 65 条第 4 項 <u>関令第 56 条（関令第 38 条の 2 を準用）</u> <u>関基 65-4（関基 45-3 を準用）</u></p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
	<u>外国貨物亡失届出（特例輸出貨物）</u>	<u>関法第 67 条の 5</u> <u>関令第 59 条の 11（関令第 38 条の 2 を準用）</u> <u>関基 67 の 5-1（関基 45-3 を準用）</u>
	<u>違約品等保税地域搬入届（再輸出）</u>	<u>定率法第 20 条第 1 項</u> <u>定率令第 56 条第 1 項</u> <u>定率基 20-2</u>
	<u>違約品等保税地域搬入届（再輸出（減額））</u>	<u>定率法第 20 条第 3 項</u> <u>定率令第 56 条の 3（定率令第 56 条を準用）</u> <u>定率基 20-15（定率基 20-2 を準用）</u>
	<u>違約品等保税地域搬入届（再輸出（控除））</u>	<u>定率法第 20 条第 4 項</u> <u>定率令第 56 条の 4（定率令第 56 条を準用）</u> <u>定率基 20-16（定率基 20-2 を準用）</u>
	<u>違約品等保税地域搬入届（廃棄）</u>	<u>定率法第 20 条第 2 項</u> <u>定率令第 56 条第 2 項</u> <u>定率基 20-2</u>
	<u>違約品等保税地域搬入届（廃棄（減</u>	<u>定率法第 20 条第 3 項</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
	<u>額)</u>	<u>定率令第 56 条の 3（定率令第 56 条を準用）</u> <u>定率基 20-15（定率基 20-2 を準用）</u>
	<u>違約品等保税地域搬入届（廃棄（控除））</u>	<u>定率法第 20 条第 5 項</u> <u>定率令第 56 条の 4（定率令第 56 条を準用）</u> <u>定率基 20-16（定率基 20-2 を準用）</u>
	<u>見本一時持出(包括)許可申請</u>	<u>関法第 32 条</u> <u>関令第 27 条</u> <u>関基 32-4(1)</u>
	<u>外国貨物廃棄届出</u>	<u>関法第 34 条</u> <u>関令第 29 条</u> <u>関基 34-1(2)</u>
	<u>免税コンテナ再輸出期間延長承認申請</u>	<u>コンテナ特例法第 4 条</u> <u>コンテナ特例法施行令第 5 条</u> <u>特例法基本通達第 4 章 4-1(1)</u>
	<u>国産コンテナ等確認申請</u>	<u>コンテナ特例法第 8 条</u> <u>コンテナ特例法施行令第 11 条第 1 項</u> <u>特例法基本通達第 4 章 8-1(1)</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
	<u>国産コンテナ等確認証紙貼付事 績報告</u>	<u>コンテナ特例法施行令第 11 条第 4 項</u> <u>特例法基本通達第 4 章 8-3(2)</u>
	<u>免税コンテナ等減却承認申請</u>	<u>コンテナ特例法第 5 条第 2 項（定 率法第 13 条第 7 項を準用）</u> <u>コンテナ特例法施行令第 7 条（定 率令第 11 条を準用）</u> <u>特例法基本通達第 4 章 5-2(2)</u>
	<u>免税コンテナ記帳事務所報告</u>	<u>特例法基本通達第 4 章 6-4</u>
	<u>免税コンテナ等変質損傷減税申 請</u>	<u>コンテナ特例法第 5 条第 2 項（定 率法第 13 条第 7 項を準用）</u> <u>コンテナ特例法施行令第 7 条（定 率令第 11 条を準用）</u> <u>特例法基本通達第 4 章 5-3</u>
	<u>保税地域許可期間更新申請（保税蔵 置場）</u>	<u>関法第 42 条第 2 項</u> <u>関令第 36 条第 1 項</u> <u>関基 42-12(1)</u>
	<u>保税地域許可期間更新申請（保税工 場）</u>	<u>関法第 61 条の 4（関法第 42 条第 2 項を準用）</u> <u>関令第 50 条の 2（関令第 36 条第 1 項を準用）</u> <u>関基 61 の 4-9（関基 42-12(1)を</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>準用)</u>
	<u>関法第 62 条の 15(関法第 42 条第 2 項を準用)</u> <u>関令第 51 条の 15 (関令第 36 条第 1 項を準用)</u> <u>関基 62 の 8-10(1)</u>
<u>保税地域許可期間更新申請（総合保税地域）</u>	
<u>保税地域蔵置貨物種類変更届</u>	<u>関令第 35 条第 3 項、関令第 50 条の 2 (関令第 35 条第 3 項を準用)、関令第 51 条の 15(関令第 35 条第 3 項を準用)</u> <u>関基 42-11(1)、関基 56-14(1)、関基 62 の 8-7(1)</u>
<u>保税作業開始届</u>	<u>関法第 58 条</u> <u>関令第 45 条第 1 項</u> <u>関基 58-1</u>
<u>課税原料品を使用する保税作業届</u>	<u>定率法第 19 条の 2 第 5 項 (関法第 58 条を準用)</u>
<u>未納税原料品を使用する保税作業届</u>	<u>定率法第 19 条の 2 第 5 項 (関法第 58 条を準用)</u>
<u>特例申告による輸入原料品を使用する保税作業届</u>	<u>定率法第 19 条の 2 第 5 項 (関法第 58 条を準用)</u>
<u>保税作業終了届</u>	<u>関法第 58 条</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
		<p><u>定率法第 19 条の 2 第 5 項（関法第 58 条を準用）</u> <u>関令第 45 条第 2 項</u> <u>関基 58-2</u></p>
	<p><u>保税工場外保税作業（一括）許可申請</u></p>	<p><u>関法第 61 条第 1 項</u> <u>関令第 49 条第 1 項</u> <u>関基 61-3</u></p>
	<p><u>保税工場外保税作業（個別）許可申請</u></p>	<p><u>関法第 61 条第 1 項</u> <u>関令第 49 条第 1 項</u> <u>関基 61-3</u></p>
	<p><u>総合保税地域外保税作業（一括）許可申請</u></p>	<p><u>関法第 62 条の 15（関法第 61 条第 1 項を準用）</u> <u>関令第 51 条の 15（関令第 49 条第 1 項を準用）</u> <u>関基 62 の 15-1（関基 61-3 を準用）</u></p>
	<p><u>総合保税地域外保税作業（個別）許可申請</u></p>	<p><u>関法第 62 条の 15（関法第 61 条第 1 項を準用）</u> <u>関令第 51 条の 15（関令第 49 条第 1 項を準用）</u> <u>関基 62 の 15-1（関基 61-3 を準用）</u></p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
	<u>保税工場外における保税作業期間の変更申請</u>	関令第 49 条第 3 項 関基 61-4
	<u>保税工場外における保税作業場所の変更申請</u>	関令第 49 条第 3 項 関基 61-4
	<u>総合保税地域外における保税作業期間の変更申請</u>	関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 61-4 を準用)
	<u>総合保税地域外における保税作業場所の変更申請</u>	関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 61-4 を準用)
	<u>保税展示場外における使用期間の変更申請</u>	関令第 51 条の 6 第 2 項 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 5-2
	<u>保税展示場外における使用場所の変更申請</u>	関令第 51 条の 6 第 2 項 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 5-2
	<u>総合保税地域外における使用期間の変更申請</u>	関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 62 の 5-2 を準用)

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
	<u>総合保税地域外における使用場所の変更申請</u>	<u>関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用)</u> <u>関基 62 の 15-1 (関基 62 の 5-2 を準用)</u>
	<u>外国貨物加工製造報告</u>	<u>関法第 61 条の 2 第 2 項、関法第 62 条の 15 (関法第 61 条の 2 第 2 項を準用)</u> <u>関基 61 の 2-4、関基 62 の 15-1 (関基 61 の 2-4 を準用)</u>
	<u>総量管理適用工場における外国貨物加工、製造等報告</u>	<u>関令第 49 条の 2 第 1 項</u> <u>関基 61 の 2-7(6)ハ</u>
	<u>保税作業種類変更届</u>	<u>関令第 50 条の 2 (関令第 35 条第 3 項を準用)</u> <u>関基 56-14(1)</u>
	<u>製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届</u>	<u>定率法第 13 条第 5 項、定率法第 19 条第 2 項 (定率法第 13 条第 5 項を準用)</u> <u>定率令第 9 条第 1 項、定率令第 49 条 (定率令第 9 条第 1 項を準用)</u> <u>定率基 13-14、定率基 19-4(7)</u>
	<u>飼料製造用原料品製造終了届</u>	<u>定率法第 13 条第 5 項、暫定法 9 条の 2 第 5 項</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
		<u>定率令第 9 条、暫定令第 33 条の 7</u> <u>定率基 13-14、暫定基 9 の 2-15</u>
	<u>製造用原料品等の減却の承認申請</u>	<u>定率法第 13 条第 7 項ただし書、定率法第 19 条第 4 項（定率法第 13 条第 7 項ただし書を準用）</u> <u>定率令第 11 条第 2 項</u> <u>定率基 13-17</u>
	<u>製造用原料品等の減却の承認申請</u> <u>（オーストラリア協定に基づく製造用原料品）</u>	<u>暫定法第 9 条の 2 第 7 項ただし書</u> <u>暫定令第 33 条の 9 第 2 項</u> <u>暫定基 9 の 2-18</u>
	<u>製造用原料品等の譲渡届</u>	<u>定率令第 11 条の 2</u> <u>定率基 13-19</u>
	<u>製造用原料品等の譲渡届</u> <u>（オーストラリア協定に基づく製造用原料品）</u>	<u>暫定令第 33 条の 10</u> <u>暫定基 9 の 2-20</u>
	<u>輸出貨物製造用原料品の譲渡届</u>	<u>定率令第 49 条（定率令第 11 条の 2 を準用）</u> <u>定率基 19-2（定率基 13-19 を準用）</u>
	<u>製造用原料品の用途外使用等の承認申請</u>	<u>定率法第 13 条第 6 項ただし書</u> <u>定率令第 10 条</u> <u>定率基 13-15</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
	<p><u>製造用原料品の用途外使用等の承認申請</u> <u>（オーストラリア協定に基づく製造用原料品）</u></p>	<p><u>暫定法第 9 条の 2 第 6 項ただし書</u> <u>暫定令第 33 条の 8</u> <u>暫定基 9 の 2-16</u></p>
	<p><u>輸出貨物製造用原料品の用途外使用等の承認申請</u></p>	<p><u>定率法第 19 条第 2 項（定率法第 13 条第 6 項を準用）</u> <u>定率基 19-2（定率基 13-15 を準用）</u></p>
	<p><u>免税コンテナ等の用途外使用の承認申請</u></p>	<p><u>コンテナ特例法第 4 条ただし書</u> <u>コンテナ特例法施行令第 6 条</u> <u>特例法基本通達第 4 章 4-2(1)</u></p>
	<p><u>他所蔵置許可済外国貨物廃棄届出</u></p>	<p><u>関法第 36 条（関法第 34 条を準用）</u> <u>関令第 30 条（関令第 29 条を準用）</u> <u>関基 36-1（関基 34-1 を準用）</u></p>
	<p><u>コンテナの個別承認申請</u></p>	<p><u>コンテナ特例法第 13 条第 1 項</u> <u>コンテナ特例法施行令第 15 条第 1 項</u> <u>特例法基本通達第 4 章 13-1</u></p>
	<p><u>コンテナの型式承認申請</u></p>	<p><u>コンテナ特例法第 14 条第 2 項（コンテナ特例法第 13 条第 1 項を準用）</u> <u>コンテナ特例法施行令第 16 条第</u></p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
			<u>1 項</u> <u>特例法基本通達第 4 章 14-1</u>
		<u>証明書類交付申請（保税）</u>	<u>関法第 102 条第 1 項</u> <u>国税通則法第 123 条第 1 項</u> <u>関令第 88 条第 1 項</u> <u>関基 102-1</u>
		<u>時間外執務要請届（保税）</u>	<u>関法第 98 条第 1 項</u> <u>関令第 87 条第 3 項</u> <u>関基 98-1(2)</u>
		<u>(新設)</u>	
手続名称	根拠法令等		
<u>船機用品戻入届出</u>	<u>関法第 23 条第 6 項</u> <u>関令第 21 条の 6 第 1 項</u> <u>関基 23-8</u>		
<u>見本一時持出(包括)許可申請</u>	<u>関法第 32 条</u> <u>関令第 27 条</u> <u>関基 32-4</u>		
<u>外国貨物廃棄届出</u>	<u>関法第 34 条</u> <u>関令第 29 条</u> <u>関基 34-1</u>		
<u>保税台帳電磁的記録保存届出</u>	<u>関法第 34 条の 2、関法第 61 条の 3、</u> <u>関法第 62 条の 7（関法第 61 条の 3</u>		

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
	<u>を準用)</u> <u>関基 34 の 2-4、関基 61 の 3-1</u> <u>(関基 34 の 2-4 を準用)、関基 62</u> <u>の 7-2 (関基 34 の 2-4 を準用)</u>	
<u>税関職員派出申請</u>	<u>関法第 35 条</u> <u>関令第 29 条の 3</u> <u>関基 35-2</u>	
<u>他所蔵置許可済外国貨物廃棄届出</u>	<u>関法第 36 条 (関法第 34 条を準用)</u> <u>関令第 30 条 (関令第 29 条を準用)</u> <u>関基 36-1 (関基 34-1 を準用)</u>	
<u>保税蔵置場許可申請</u>	<u>関法第 42 条第 1 項</u> <u>関令第 35 条第 1 項</u> <u>関基 42-7</u>	
<u>保税工場許可申請</u>	<u>関法第 56 条第 1 項</u> <u>関令第 50 条の 2 (関令第 35 条第 1</u> <u>項を準用)</u> <u>関基 56-8</u>	
<u>保税展示場許可申請</u>	<u>関法第 62 条の 2</u> <u>関令第 51 条の 8 (関令第 35 条第 1</u> <u>項を準用)</u> <u>関基 62 の 2-6</u>	
<u>博覧会等の指定に関する承認申請</u>	<u>関税法施行規則 (昭和 41 年大蔵省</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>総合保税地域許可申請</u>	
<u>保税地域許可期間更新申請（保税蔵置場）</u>	
<u>保税地域許可期間更新申請（保税工場）</u>	
<u>保税地域許可期間更新申請（総合保税地域）</u>	
<u>保税地域蔵置貨物種類変更届出</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>保税地域許可内容変更届出</u></p>	
<p><u>同時蔵置特例届出</u></p>	
<p><u>同時蔵置特例変更届出</u></p>	
<p><u>外国貨物蔵置期間延長承認申請（保税蔵置場）</u></p>	
<p><u>外国貨物蔵置期間延長承認申請（保税工場）</u></p>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>外国貨物蔵置期間延長承認申請（総合保税地域）</u>	<u>関基 61 の 4-2</u> <u>関法第 62 条の 15（関法第 43 条の 2 第 2 項を準用）</u> <u>関令第 51 条の 15（関令第 36 条の 2 を準用）</u> <u>関基 62 の 15-1（関基 43 の 2-3 を準用）</u>
<u>未承認貨物蔵置期間延長申請</u>	<u>関法第 43 条の 3 第 1 項</u> <u>関令第 36 条の 4</u> <u>関基 43 の 3-6</u>
<u>保税地域収容能力等変更届出（保税蔵置場）</u>	<u>関法第 44 条第 1 項</u> <u>関令第 37 条</u> <u>関基 44-2、関基 50-2（関基 44-2 を準用）</u>
<u>保税地域収容能力等変更届出（保税工場）</u>	<u>関法第 61 条の 4（関法第 44 条第 1 項を準用）</u> <u>関令第 50 条の 2（関令第 37 条を準用）</u> <u>関基 61 の 4-9（関基 44-2 を準用）、関基 61 の 5-1（関基 44-2 を準用）</u>
<u>保税地域収容能力等変更届出（保税</u>	<u>関法第 62 条の 7（関法第 44 条第 1</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<u>展示場)</u>	<u>項を準用)</u> <u>関令第 51 条の 8 (関令第 37 条を準用)</u> <u>関基 62 の 7-3 (関基 44-2 を準用)</u>	
<u>保税地域収容能力等変更届出 (総合保税地域)</u>	<u>関法第 62 条の 15 (関法第 44 条第 1 項を準用)</u> <u>関令第 51 条の 15 (関令第 37 条を準用)</u> <u>関基 62 の 15-1 (関基 44-2 を準用)</u>	
<u>減却 (廃棄) 承認申請 (他所蔵置場所にある貨物)</u>	<u>関法第 36 条第 1 項 (関法第 45 条第 1 項を準用)</u> <u>関令第 30 条 (関令第 38 条を準用)</u> <u>関基 36-1 (関基 45-2 を準用)</u>	
<u>減却 (廃棄) 承認申請 (指定保税地域にある貨物)</u>	<u>関法第 41 条の 3 (関法第 45 条第 1 項を準用)</u> <u>関令第 34 条の 2 (関令第 38 条を準用)</u> <u>関基 41 の 3-1 (関基 45-2 を準用)</u>	
<u>減却 (廃棄) 承認申請 (保税蔵置場に</u>	<u>関法第 45 条第 1 項</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<u>ある貨物)</u>	<u>関令第 38 条</u> <u>関基 45-2</u>	
<u>減却(廃棄)承認申請(保税工場にある貨物)</u>	<u>関法第 61 条の 4 (関法第 45 条第 1 項を準用)</u> <u>関令第 50 条の 2 (関令第 38 条を準用)</u> <u>関基 61 の 4-9 (関基 45-2 を準用)</u>	
<u>減却(廃棄)承認申請(保税展示場にある貨物)</u>	<u>関法第 62 条の 7 (関法第 45 条第 1 項を準用)</u> <u>関令第 51 条の 8 (関令第 38 条を準用)</u> <u>関基 62 の 7-1</u>	
<u>減却(廃棄)承認申請(総合保税地域にある貨物)</u>	<u>関法第 62 条の 15 (関法第 45 条第 1 項を準用)</u> <u>関令第 51 条の 15 (関令第 38 条を準用)</u> <u>関基 62 の 15-1 (関基 45-2 を準用)</u>	
<u>減却(廃棄)承認申請(保税運送貨物)</u>	<u>関法第 65 条第 1 項</u> <u>関令第 56 条 (関令第 38 条を準用)</u> <u>関基 65-3</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<u>外国貨物の包括滅却承認申請</u>	<u>関法第 45 条第 1 項</u> <u>関基 45-2</u>	
<u>外国貨物亡失届出（他所蔵置場所）</u>	<u>関法第 36 条第 1 項（関法第 45 条第 3 項を準用）</u> <u>関令第 30 条（関令第 38 条の 2 を準用）</u> <u>関基 36-1（関基 45-3 を準用）</u>	
<u>外国貨物亡失届出（指定保税地域）</u>	<u>関法第 41 条の 3（関法第 45 条第 3 項を準用）</u> <u>関令第 34 条の 2（関令第 38 条の 2 を準用）</u> <u>関基 41 の 3-1（関基 45-3 を準用）</u>	
<u>外国貨物亡失届出（保税蔵置場）</u>	<u>関法第 45 条第 3 項</u> <u>関令第 38 条の 2</u> <u>関基 45-3</u>	
<u>外国貨物亡失届出（保税工場）</u>	<u>関法第 61 条の 4（関法第 45 条第 3 項を準用）</u> <u>関令第 50 条の 2（関令第 38 条の 2 を準用）</u> <u>関基 61 の 4-9（関基 45-3 を準用）</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<u>外国貨物亡失届出（保税展示場）</u>	<u>関法第 62 条の 7（関法第 45 条第 3 項を準用）</u> <u>関令第 51 条の 8（関令第 38 条の 2 を準用）</u> <u>関基 62 の 7-3（関基 45-3 を準用）</u>	
<u>外国貨物亡失届出（総合保税地域）</u>	<u>関法第 62 条の 15（関法第 45 条第 3 項を準用）</u> <u>関令第 51 条の 15（関令第 38 条の 2 を準用）</u> <u>関基 62 の 15-1（関基 45-3 を準用）</u>	
<u>外国貨物亡失届出（保税運送貨物）</u>	<u>関法第 65 条第 4 項</u> <u>関令第 56 条（関令第 38 条の 2 を準用）</u> <u>関基 65-4（関基 45-3 を準用）</u>	
<u>外国貨物亡失届出（特例輸出貨物）</u>	<u>関法第 67 条の 5</u> <u>関令第 59 条の 11（関令第 38 条の 2 を準用）</u> <u>関基 67 の 5-1（関基 45-3 を準用）</u>	
<u>保税地域休廃業届出（保税蔵置場）</u>	関法第 46 条	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後		改 正 前	
	<p><u>関令第 39 条第 1 項</u> <u>関基 46-2、関基 50-1（関基 46-2 を準用）</u></p>		
<u>保税地域休廃業届出（保税工場）</u>	<p><u>関法第 61 条の 4（関法第 46 条を準用）</u> <u>関令第 50 条の 2（関令第 39 条第 1 項を準用）</u> <u>関基 61 の 4-9（関基 46-2 を準用）、関基 61 の 5-1（関基 46-2 を準用）</u></p>		
<u>保税地域休廃業届出（保税展示場）</u>	<p><u>関法第 62 条の 7（関法第 46 条を準用）</u> <u>関令第 51 条の 8（関令第 39 条第 1 項を準用）</u> <u>関基 62 の 7-3（関基 46-2 を準用）</u></p>		
<u>保税地域休廃業届出（総合保税地域）</u>	<p><u>関法第 62 条の 15（関法第 46 条を準用）</u> <u>関令第 51 条の 15（関令第 39 条第 1 項を準用）</u> <u>関基 62 の 15-1（関基 46-2 を準用）</u></p>		

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<u>保税地域業務再開届出（保税蔵置場）</u>	<u>関令第 39 条第 2 項</u> <u>関基 46-2</u>	
<u>保税地域業務再開届出（保税工場）</u>	<u>関令第 50 条の 2（関令第 39 条第 2 項を準用）</u> <u>関基 61 の 4-9（関基 46-2 を準用）</u>	
<u>保税地域業務再開届出（保税展示場）</u>	<u>関令第 51 条の 8（関令第 39 条第 2 項を準用）</u> <u>関基 62 の 7-3（関基 46-2 を準用）</u>	
<u>保税地域業務再開届出（総合保税地域）</u>	<u>関令第 51 条の 15（関令第 39 条第 2 項を準用）</u> <u>関基 62 の 15-1（関基 46-2 を準用）</u>	
<u>保税蔵置場許可の承継の承認申請</u>	<u>関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項</u> <u>関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項</u> <u>関基 48 の 2-1</u>	
<u>保税工場許可の承継の承認申請</u>	<u>関法第 61 条の 4（関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用）</u> <u>関令第 50 条の 2（関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用）</u> <u>関基 61 の 4-9（関基 48 の 2-1</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>保税展示場許可の承継の承認申請</u></p>	<p><u>を準用)</u> <u>関法第 62 条の 7 (関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用)</u> <u>関令第 51 条の 8 (関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用)</u> <u>関基 62 の 7-3 (関基 48 の 2-1 を準用)</u></p>
<p><u>総合保税地域許可の承継の承認申請</u></p>	<p><u>関法第 62 条の 15 (関法第 48 条の 2 第 4 項を準用)</u> <u>関令第 51 条の 15 (関令第 39 条の 2 第 2 項を準用)</u> <u>関基 62 の 15-1 (関基 48 の 2-1 を準用)</u></p>
<p><u>保税作業開始届出</u></p>	<p><u>関法第 58 条</u> <u>関令第 45 条第 1 項</u> <u>関基 58-1</u></p>
<p><u>保税作業終了届出</u></p>	<p><u>関法第 58 条</u> <u>定率法第 19 条の 2 第 5 項 (関法第 58 条を準用)</u> <u>関令第 45 条第 2 項</u> <u>関基 58-2</u></p>
<p><u>保税作業種類変更届出</u></p>	<p><u>関令第 50 条の 2 (関令第 35 条第 3</u></p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>内外貨混合使用承認申請（保税工場）</u>	<u>項を準用）</u> <u>関基 56-14</u> <u>関法第 59 条第 2 項</u> <u>関令第 47 条第 2 項</u> <u>関基 59-2</u>
<u>内外貨混合使用承認申請（総合保税地域）</u>	<u>関法第 62 条の 15（関令第 59 条第 2 項を準用）</u> <u>関令第 51 条の 15（関令第 47 条第 2 項を準用）</u> <u>関基 62 の 15-1（関基 59-2 を準用）</u>
<u>保税工場外保税作業（一括）許可申請</u>	<u>関法第 61 条第 1 項</u> <u>関令第 49 条第 1 項</u> <u>関基 61-3</u>
<u>保税工場外保税作業（個別）許可申請</u>	<u>関法第 61 条第 1 項</u> <u>関令第 49 条第 1 項</u> <u>関基 61-3</u>
<u>総合保税地域外保税作業（一括）許可申請</u>	<u>関法第 62 条の 15（関法第 61 条第 1 項を準用）</u> <u>関令第 51 条の 15（関令第 49 条第 1 項を準用）</u> <u>関基 62 の 15-1（関基 61-3 を準</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>総合保税地域外保税作業（個別）許可申請</u>	<u>用)</u> <u>関法第 62 条の 15 (関法第 61 条第 1 項を準用)</u> <u>関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 1 項を準用)</u> <u>関基 62 の 15-1 (関基 61-3 を準用)</u>
<u>保税工場外における保税作業期間の変更申請</u>	<u>関令第 49 条第 3 項</u> <u>関基 61-4</u>
<u>保税工場外における保税作業場所の変更申請</u>	<u>関令第 49 条第 3 項</u> <u>関基 61-4</u>
<u>総合保税地域外における保税作業期間の変更申請</u>	<u>関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用)</u> <u>関基 62 の 15-1 (関基 61-4 を準用)</u>
<u>総合保税地域外における保税作業場所の変更申請</u>	<u>関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用)</u> <u>関基 62 の 15-1 (関基 61-4 を準用)</u>
<u>外国貨物加工製造報告</u>	<u>関法第 61 条の 2 第 2 項、関法第 62 条の 15 (関法第 61 条の 2 第 2 項を準用)</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>関基 61 の 2-4、関基 62 の 15-1</u> <u>（関基 61 の 2-4 を準用）</u>
<u>貨物の総量管理適用（更新）申出</u>	<u>関基 61 の 2-7</u>
<u>総量管理適用工場における外国貨物加工、製造等報告</u>	<u>関令第 49 条の 2 第 1 項</u> <u>関基 61 の 2-7</u>
<u>保税展示場外使用許可申請</u>	<u>関法第 62 条の 5</u> <u>関令第 51 条の 6</u> <u>関基 62 の 5-1</u>
<u>保税展示場外における使用期間の変更申請</u>	<u>関令第 51 条の 6 第 2 項（関令第 49 条第 3 項を準用）</u> <u>関基 62 の 5-2</u>
<u>保税展示場外における使用場所の変更申請</u>	<u>関令第 51 条の 6 第 2 項（関令第 49 条第 3 項を準用）</u> <u>関基 62 の 5-2</u>
<u>総合保税地域外使用許可申請</u>	<u>関法第 62 条の 15（関法第 62 条の 5 を準用）</u> <u>関令第 51 条の 15（関令第 51 条の 6 を準用）</u> <u>関基 62 の 15-1（関基 62 の 5-1 を準用）</u>
<u>総合保税地域外における使用期間の変更申請</u>	<u>関令第 51 条の 15（関令第 49 条第 3 項を準用）</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>関基 62 の 15-1 (関基 62 の 5-2 を準用)</u>
<u>総合保税地域外における使用場所の変更申請</u>	<u>関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用)</u> <u>関基 62 の 15-1 (関基 62 の 5-2 を準用)</u>
<u>販売用貨物等の搬入に係る届出</u>	<u>関法第 62 条の 11</u> <u>関令第 51 条の 13</u> <u>関基 62 の 11-1</u>
<u>郵便物保税運送届出</u>	<u>関法第 63 の 9 第 1 項</u> <u>関令第 55 条の 9</u> <u>関基 63 の 9-1</u>
<u>時間外執務要請届出（保税）</u>	<u>関法第 98 条第 1 項</u> <u>関令第 87 条第 3 項</u> <u>関基 98-1</u>
<u>証明書類交付申請（保税）</u>	<u>関法第 102 条第 1 項</u> <u>国税通則法第 123 条第 1 項</u> <u>関令第 88 条第 1 項</u> <u>関基 102-1</u>
<u>製造用原料品に係る製造工場承認申請</u>	<u>定率法第 13 条第 1 項</u> <u>定率令第 6 条の 3 第 1 項</u> <u>定率基 13-4</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<u>輸出貨物製造用原料品に係る製造工場承認申請</u>	<u>定率法第 19 条第 1 項</u> <u>定率令第 49 条（定率令第 6 条の 3 第 1 項を準用）</u> <u>定率基 19-2（定率基 13-4 を準用）</u>	
<u>製造用原料品に係る製造工場承認申請</u> <u>（オーストラリア協定に基づく製造用原料品）</u>	<u>暫定法第 9 条の 2 第 1 項</u> <u>暫定令第 33 条の 4 第 1 項</u> <u>暫定基 9 の 2-4</u>	
<u>製造工場の承認内容の変更に係る届出</u>	<u>定率基 13-8</u>	
<u>輸出貨物製造用原料品に係る製造工場の承認内容の変更に係る届出</u>	<u>定率基 19-2（定率基 13-8 を準用）</u>	
<u>製造工場の承認内容の変更に係る届出</u> <u>（オーストラリア協定に基づく製造用原料品）</u>	<u>暫定基 9 の 2-8</u>	
<u>製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請</u>	<u>定率法 13 条第 4 項</u> <u>定率令第 8 条</u> <u>定率基 13-12</u>	
<u>輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請</u>	<u>定率法第 19 条第 2 項（定率法第 13 条第 4 項を準用）</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>定率令第 49 条（定率令第 8 条を準用）</u> <u>定率基 19-2（定率基 13-12 を準用）</u></p>
<p><u>製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請（オーストラリア協定に基づく製造用原料品）</u></p>	<p><u>暫定法第 9 条の 2 第 4 項</u> <u>暫定令第 33 条の 6</u> <u>暫定基 9 の 2-12</u></p>
<p><u>製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届出</u></p>	<p><u>定率法第 13 条第 5 項、定率法第 19 条第 2 項（定率法第 13 条第 5 項を準用）</u> <u>定率令第 9 条第 1 項、定率令第 49 条（定率令第 9 条第 1 項を準用）</u> <u>定率基 13-14、定率基 19-4</u></p>
<p><u>飼料製造用原料品製造終了届出</u></p>	<p><u>定率法第 13 条第 5 項、暫定法第 9 条の 2 第 5 項</u> <u>定率令第 9 条第 1 項、暫定令第 33 条の 7</u> <u>定率基 13-14、暫定基 9 の 2-15</u></p>
<p><u>製造用原料品の用途外使用等の承認申請</u></p>	<p><u>定率法第 13 条第 6 項ただし書</u> <u>定率令第 10 条</u> <u>定率基 13-15</u></p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>輸出貨物製造用原料品の用途外使用等の承認申請</u>	<u>定率法第 19 条第 2 項（定率法第 13 条第 6 項を準用）</u> <u>定率基 19-2（定率基 13-15 を準用）</u>
<u>製造用原料品の用途外使用等の承認申請</u> <u>（オーストラリア協定に基づく製造用原料品）</u>	<u>暫定法第 9 条の 2 第 6 項ただし書</u> <u>暫定令第 33 条の 8</u> <u>暫定基 9 の 2-16</u>
<u>製造用原料品等の亡失に係る届出</u>	<u>定率法第 13 条第 7 項ただし書</u> <u>定率令第 11 条第 1 項</u> <u>定率基 13-17</u>
<u>輸出貨物製造用原料品等の亡失に係る届出</u>	<u>定率法第 19 条第 4 項（定率法第 13 条第 7 項ただし書を準用）</u> <u>定率令第 49 条（定率令第 11 条第 1 項を準用）</u> <u>定率基 19-2（定率基 13-17 を準用）</u>
<u>製造用原料品等の亡失に係る届出</u> <u>（オーストラリア協定に基づく製造用原料品）</u>	<u>暫定法第 9 条の 2 第 7 項ただし書</u> <u>暫定令第 33 条の 9 第 1 項</u> <u>暫定基 9 の 2-18</u>
<u>製造用原料品等の減却の承認申請</u>	<u>定率法第 13 条第 7 項ただし書、定率法第 19 条第 4 項（定率法第 13 条</u>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
	<u>第 7 項ただし書を準用）</u> <u>定率令第 11 条第 2 項</u> <u>定率基 13-17</u>	
<u>製造用原料品等の減却の承認申請</u> <u>（オーストラリア協定に基づく製</u> <u>造用原料品）</u>	<u>暫定法第 9 条の 2 第 7 項ただし書</u> <u>暫定令第 33 条の 9 第 2 項</u> <u>暫定基 9 の 2-18</u>	
<u>製造用原料品等の譲渡届出</u>	<u>定率令第 11 条の 2</u> <u>定率基 13-19</u>	
<u>輸出貨物製造用原料品の譲渡届出</u>	<u>定率令第 49 条（定率令第 11 条の 2</u> <u>を準用）</u> <u>定率基 19-2（定率基 13-19 を準</u> <u>用）</u>	
<u>製造用原料品等の譲渡届出</u> <u>（オーストラリア協定に基づく製</u> <u>造用原料品）</u>	<u>暫定令第 33 条の 10</u> <u>暫定基 9 の 2-20</u>	
<u>課税原料品を使用する保税作業届</u> <u>出</u>	<u>定率法第 19 条の 2 第 5 項（関法第</u> <u>58 条を準用）</u>	
<u>未納税原料品を使用する保税作業</u> <u>届出</u>	<u>定率法第 19 条の 2 第 5 項（関法第</u> <u>58 条を準用）</u>	
<u>特例申告による輸入原料品を使用</u> <u>する保税作業届出</u>	<u>定率法第 19 条の 2 第 5 項（関法第</u> <u>58 条を準用）</u>	
<u>違約品等保税地域搬入届出（再輸</u>	<u>定率法第 20 条第 1 項</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<u>出)</u>	<u>定率令第 56 条第 1 項</u> <u>定率基 20-2</u>	
<u>違約品等保税地域搬入届出（廃棄）</u>	<u>定率法第 20 条第 2 項</u> <u>定率令第 56 条第 2 項</u> <u>定率基 20-2</u>	
<u>違約品等保税地域搬入届出（再輸出（減額））</u>	<u>定率法第 20 条第 3 項</u> <u>定率令第 56 条の 3（定率令第 56 条を準用）</u> <u>定率基 20-15（定率基 20-2 を準用）</u>	
<u>違約品等保税地域搬入届出（廃棄（減額））</u>	<u>定率法第 20 条第 3 項</u> <u>定率令第 56 条の 3（定率令第 56 条を準用）</u> <u>定率基 20-15（定率基 20-2 を準用）</u>	
<u>違約品等保税地域搬入届出（再輸出（控除））</u>	<u>定率法第 20 条第 4 項</u> <u>定率令第 56 条の 4（定率令第 56 条を準用）</u> <u>定率基 20-16（定率基 20-2 を準用）</u>	
<u>違約品等保税地域搬入届出（廃棄（控除））</u>	<u>定率法第 20 条第 5 項</u> <u>定率令第 56 条の 4（定率令第 56 条</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>を準用)</u> <u>定率基 20-16 (定率基 20-2 を準用)</u></p>
<p><u>小売業者承認申請</u></p>	<p><u>暫定法第 14 条第 1 項</u> <u>暫定令第 39 条第 1 項</u> <u>暫定基 14-1</u></p>
<p><u>免税コンテナ再輸出期間延長承認申請</u></p>	<p><u>コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約 (T I R 条約) の実施に伴う関税法等の特例に関する法律 (昭和 46 年法律第 65 号。以下「コンテナ特例法」という。) 第 4 条</u> <u>コンテナ特例法施行令第 5 条</u> <u>特例法基本通達第 4 章 4-1</u></p>
<p><u>免税コンテナ等の用途外使用の承認申請</u></p>	<p><u>コンテナ特例法第 4 条ただし書</u> <u>コンテナ特例法施行令第 6 条</u> <u>特例法基本通達第 4 章 4-2</u></p>
<p><u>免税コンテナ等の亡失の届出</u></p>	<p><u>コンテナ特例法第 5 条第 2 項 (定率法第 13 条第 7 項を準用)</u> <u>コンテナ特例法施行令第 7 条 (定率令第 11 条を準用)</u></p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>免税コンテナ等減却承認申請</u>	
<u>免税コンテナ等変質損傷減税申請</u>	
<u>免税コンテナ記帳事務所報告</u>	
<u>国産コンテナ等確認申請</u>	
<u>国産コンテナ等確認証紙貼付事績報告</u>	
<u>コンテナの個別承認申請</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
	<u>特例法基本通達第 4 章 13-1</u>	
<u>コンテナの型式承認申請</u>	<u>コンテナ特例法第 14 条第 2 項(コンテナ特例法第 13 条第 1 項を準用)</u> <u>コンテナ特例法施行令第 16 条第 1 項</u> <u>特例法基本通達第 4 章 14-1</u>	
<u>【特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通関業者関係】</u>		<u>(新設)</u>
<u>手続名称</u>	<u>根拠法令等</u>	
<u>特例輸入者の承認申請</u>	<u>関法第 7 条の 2 第 5 項</u> <u>関令第 4 条の 5 第 1 項</u> <u>関基 7 の 2-5</u>	
<u>特定保税承認者（保税蔵置場）の承認申請</u>	<u>関法第 50 条第 3 項</u> <u>関令第 42 条第 1 項</u> <u>関基 50-3</u>	
<u>特定保税承認者（保税工場）の承認申請</u>	<u>関法第 61 条の 5 第 3 項</u> <u>関令第 50 条の 4 第 1 項</u> <u>関基 61 の 5-1（関基 50-3 を準用）</u>	
<u>特定保税運送者の承認申請</u>	<u>関法第 63 条の 3 第 1 項</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>関令第 55 条の 5 第 1 項</u> <u>関基 63 の 2-1</u></p>
<p><u>特定輸出者の承認申請</u></p>	<p><u>関法第 67 条の 3 第 5 項</u> <u>関令第 59 条の 10 第 1 項</u> <u>関基 67 の 3-4</u></p>
<p><u>認定製造者の認定申請</u></p>	<p><u>関法第 67 条の 13 第 1 項</u> <u>関令第 59 条の 16 第 1 項</u> <u>関基 67 の 13-1</u></p>
<p><u>認定通関業者の認定申請</u></p>	<p><u>関法第 79 条第 1 項</u> <u>関令第 69 条第 1 項</u> <u>関基 79-1</u></p>
<p><u>特例輸入者の承認内容変更届出</u></p>	<p><u>関法第 7 条の 2 第 1 項</u> <u>関令第 4 条の 5 第 5 項</u> <u>関基 7 の 2-8</u></p>
<p><u>特定保税承認者（保税蔵置場）の承認内容変更届出</u></p>	<p><u>関法第 50 条第 1 項</u> <u>関令第 42 条第 5 項</u> <u>関基 50-6</u></p>
<p><u>特定保税承認者（保税工場）の承認内容変更届出</u></p>	<p><u>関法第 61 条の 5 第 1 項</u> <u>関令第 50 条の 4 第 5 項</u> <u>関基 61 の 5-1（関基 50-6 を準用）</u></p>
<p><u>特定保税運送者の承認内容変更届</u></p>	<p><u>関法第 63 条の 2 第 1 項</u></p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<u>出</u>	<u>関令第 55 条の 5 第 6 項</u> <u>関基 63 の 2-4、関基 63 の 2-5</u>	
<u>特定輸出者の承認内容変更届出</u>	<u>関法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号</u> <u>関令第 59 条の 10 第 5 項</u> <u>関基 67 の 3-5（関基 7 の 2-8</u> <u>を準用）</u>	
<u>認定製造者の認定内容変更届出</u>	<u>関法第 67 条の 13 第 1 項</u> <u>関令第 59 条の 16 第 6 項</u> <u>関基 67 の 13-4</u>	
<u>認定通関業者の認定内容変更届出</u>	<u>関法第 79 条第 1 項</u> <u>業法第 12 条</u> <u>関令第 69 条第 5 項</u> <u>関基 79-4</u> <u>業基 12-1</u>	
<u>特例輸入者の承認取りやめ届出</u>	<u>関法第 7 条の 10</u> <u>関令第 4 条の 13</u> <u>関基 7 の 10-1</u>	
<u>特定保税承認者（保税蔵置場）の承認取りやめ届出</u>	<u>関法第 52 条の 2</u> <u>関令第 43 条の 2</u> <u>関基 52 の 2-1</u>	
<u>特定保税承認者（保税工場）の承認取りやめ届出</u>	<u>関法第 62 条（関法第 52 条の 2 を準用）</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>特定保税運送者の承認取りやめ届出</u></p>	<p><u>関令第 51 条第 2 項（関令第 43 条の 2 を準用）</u> <u>関基 62-1（関基 52 の 2-1 を準用）</u></p> <p><u>関法第 63 条の 6</u> <u>関令第 55 条の 7</u> <u>関基 63 の 6-1</u></p>
<p><u>特定輸出者の承認取りやめ届出</u></p>	<p><u>関法第 67 条の 9</u> <u>関令第 59 条の 13（関令第 4 条の 13 を準用）</u> <u>関基 67 の 9-1（関基 7 の 10-1 を準用）</u></p>
<p><u>認定製造者の認定取りやめ届出</u></p>	<p><u>関法第 67 条の 15</u> <u>関令第 59 条の 17</u> <u>関基 67 の 15-1</u></p>
<p><u>認定通関業者の認定取りやめ届出</u></p>	<p><u>関法第 79 条の 3</u> <u>関令第 69 条の 2</u> <u>関基 79 の 3-1</u></p>
<p><u>特例輸入者承認の承継の承認申請</u></p>	<p><u>関法第 7 条の 13（関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用）</u> <u>関令第 4 条の 15 第 2 項（関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用）</u></p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>特定保税承認者（保税蔵置場）承認の承継の承認申請</u></p>	<p><u>関基 7 の 13-1</u> <u>関法第 55 条（関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用）</u> <u>関令第 44 条の 2 第 2 項（関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用）</u> <u>関基 55-1</u></p>
<p><u>特定保税承認者（保税工場）承認の承継の承認申請</u></p>	<p><u>関法第 62 条（関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用）</u> <u>関令第 51 条第 2 項（関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用）</u> <u>関基 62-1（関基 55-1 を準用）</u></p>
<p><u>特定保税運送者承認の承継の承認申請</u></p>	<p><u>関法第 63 条の 8 の 2（関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用）</u> <u>関令第 55 条の 8 の 2 第 2 項（関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用）</u> <u>関基 63 の 8 の 2-1</u></p>
<p><u>特定輸出者承認の承継の承認申請</u></p>	<p><u>関法第 67 条の 12（関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用）</u> <u>関令第 59 条の 15 第 2 項（関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用）</u> <u>関基 67 の 12-1（関基 7 の 13-1 を準用）</u></p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<u>認定製造者認定の承継の承認申請</u>	<u>関法第 67 条の 18 (関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用)</u> <u>関令第 59 条の 19 第 2 項 (関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用)</u> <u>関基 67 の 18-1 (関基 7 の 13-1 を準用)</u>	
<u>認定通関業者認定の承継の承認申請</u>	<u>関法第 79 条の 6 (関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用)</u> <u>関令第 69 条の 4 第 2 項 (関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用)</u> <u>関基 79 の 6-1 (関基 7 の 13-1 を準用)</u>	
<u>外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出 (届出蔵置場)</u>	<u>関法第 50 条第 1 項</u> <u>関令第 41 条第 1 項</u> <u>関基 50-1</u>	
<u>外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出 (届出工場)</u>	<u>関法第 61 条の 5 第 1 項</u> <u>関令第 50 条の 3 第 1 項</u> <u>関基 61 の 5-1 (関基 50-1 を準用)</u>	
<u>届出に係るみなし許可変更申出 (兼保税蔵置場許可申請)</u>	<u>関法第 50 条第 1 項</u> <u>関基 50-1</u>	
<u>届出に係るみなし許可変更申出 (兼</u>	<u>関法第 61 条の 5 第 1 項</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<u>保税工場許可申請</u>	<u>関基 61 の 5-1（関基 50-1 を準用）</u>	
<u>外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届出（届出蔵置場）</u>	<u>関法第 50 条第 1 項</u> <u>関基 50-2</u>	
<u>外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届出（届出工場）</u>	<u>関法第 61 条の 5 第 1 項</u> <u>関基 61 の 5-1（関基 50-2 を準用）</u>	
<u>特定保税承認者（保税蔵置場）の承認更新申請</u>	<u>関法第 50 条第 4 項</u> <u>関令第 43 条</u> <u>関基 50-7</u>	
<u>特定保税承認者（保税工場）の承認更新申請</u>	<u>関法第 61 条の 5 第 4 項</u> <u>関令第 50 条の 5</u> <u>関基 61 の 5-1（関基 50-7 を準用）</u>	
<u>関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の承認申請（特例輸入者）</u>	<u>関法第 7 条の 9 第 2 項（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号。以下「電帳法」という。）第 4 条、第 5 条を準用）</u> <u>関令第 4 条の 12 第 7 項</u> <u>関基 7 の 9-2、関基 7 の 9-5、</u>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の承認申請（特定輸出者）</u></p>	<p><u>関基 7 の 9 - 7（関基 7 の 9 - 2 を準用）</u></p> <p><u>関法第 67 条の 8 第 2 項（電帳法第 4 条、第 5 条を準用）</u></p> <p><u>関令第 59 条の 12 第 6 項（関令第 4 条の 12 第 7 項を準用）</u></p> <p><u>関基 67 の 8 - 2（関基 7 の 9 - 2、関基 7 の 9 - 5、関基 7 の 9 - 7 を準用）</u></p>
<p><u>関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の取止届出（特例輸入者）</u></p>	<p><u>関法第 7 条の 9 第 2 項（電帳法第 7 条第 1 項を準用）</u></p> <p><u>関令第 4 条の 12 第 7 項</u></p> <p><u>関基 7 の 9 - 3、関基 7 の 9 - 7（関基 7 の 9 - 3 を準用）</u></p>
<p><u>関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の取止届出（特定輸出者）</u></p>	<p><u>関法第 67 条の 8 第 2 項（電帳法第 7 条第 1 項を準用）</u></p> <p><u>関令第 59 条の 12 第 6 項（関令第 4 条の 12 第 7 項を準用）</u></p> <p><u>関基 67 の 8 - 2（関基 7 の 9 - 3、関基 7 の 9 - 7 を準用）</u></p>
<p><u>関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の変更届出（特例輸入者）</u></p>	<p><u>関法第 7 条の 9 第 2 項（電帳法第 7 条第 2 項を準用）</u></p>

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
	<p><u>関令第 4 条の 12 第 7 項</u> <u>関基 7 の 9-4、関基 7 の 9-7</u> <u>（関基 7 の 9-4 を準用）</u></p>	
<p><u>関税帳簿等の電磁的記録等による</u> <u>保存等の変更届出（特定輸出者）</u></p>	<p><u>関法第 67 条の 8 第 2 項（電帳法第</u> <u>7 条第 2 項を準用）</u> <u>関令第 59 条の 12 第 6 項（関令第 4</u> <u>条の 12 第 7 項を準用）</u> <u>関基 67 の 8-2（関基 7 の 9-4、</u> <u>関基 7 の 9-7 を準用）</u></p>	
<p><u>【調査関係】</u></p>		<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>手続名称</u></p>	<p><u>根拠法令等</u></p>	
<p><u>関税帳簿等の電磁的記録等による</u> <u>保存等の承認申請（輸入者）</u></p>	<p><u>関法第 94 条第 3 項（電帳法第 4 条、</u> <u>第 5 条を準用）</u> <u>関令第 83 条第 9 項</u> <u>関基 94-2（関基 7 の 9-2、関基</u> <u>7 の 9-5、関基 7 の 9-7 を準</u> <u>用）</u></p>	
<p><u>関税帳簿等の電磁的記録等による</u> <u>保存等の承認申請（輸出者）</u></p>	<p><u>関法第 94 条第 3 項（電帳法第 4 条、</u> <u>第 5 条を準用）</u> <u>関令第 83 条第 9 項</u> <u>関基 94-3（関基 7 の 9-2、関基</u> <u>7 の 9-5、関基 7 の 9-7 を準</u></p>	

新旧対照表

別紙 20-1

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の取止届出（輸入者）</u></p>	<p><u>用)</u> <u>関法第 94 条第 3 項（電帳法第 7 条第 1 項を準用）</u> 関令第 83 条第 9 項 <u>関基 94-2（関基 7 の 9-3、関基 7 の 9-7 を準用）</u></p>
<p><u>関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の取止届出（輸出者）</u></p>	<p><u>関法第 94 条第 3 項（電帳法第 7 条第 1 項を準用）</u> 関令第 83 条第 9 項 <u>関基 94-3（関基 7 の 9-3、関基 7 の 9-7 を準用）</u></p>
<p><u>関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の変更届出（輸入者）</u></p>	<p><u>関法第 94 条第 3 項（電帳法第 7 条第 2 項を準用）</u> 関令第 83 条第 9 項 <u>関基 94-2（関基 7 の 9-4、関基 7 の 9-7 を準用）</u></p>
<p><u>関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の変更届出（輸出者）</u></p>	<p><u>関法第 94 条第 3 項（電帳法第 7 条第 2 項を準用）</u> 関令第 83 条第 9 項 <u>関基 94-3（関基 7 の 9-4、関基 7 の 9-7 を準用）</u></p>